

平成20年2月定例県議会（補正）

## 環境農林水産常任委員会会議録

平成20年3月6日～7日

場 所 第4委員会室

平成20年3月6日(木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第38号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 議案第40号 平成19年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)
- 議案第41号 平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第45号 平成19年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第46号 平成19年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
- ・第10回木質構造国際会議の開催について

出席委員(9人)

委員	長	押川修一郎
副委員	長	山下博三
委員		外山三博
委員		坂口博美
委員		井本英雄
委員		中野一則
委員		満行潤一
委員		松田勝則
委員		権藤梅義

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部長 高柳憲一

環境森林部次長  
(総括)

野村秀雄

環境森林部次長  
(技術担当)

寺川仁

部参事兼  
環境森林課長

鈴木康正

計画指導監

徳永三夫

環境管理課長

堤義則

環境対策推進課長

飯田博美

自然環境課長

坂本成海

森林整備課長

金丸隆一

技術検査監

星野次郎

林業公社対策監

池田隆範

山村・木材振興課長

楠原謙一

木材流通対策監

河野憲二

国土保全対策監

江口勝一郎

林業技術センター  
所長

黒木由典

木材利用技術  
センター所長

有馬孝禮

農政水産部

農政水産部長

後藤仁俊

農政水産部次長  
(総括)

西田二郎

農政水産部次長  
(農政担当)

黒岩一夫

農政水産部次長  
(水産担当)

佐藤信武

農政企画課長

玉置賢

農水産物  
ブランド対策監

服部修一

団体調整監

假屋義成

地域農業推進課長

岡崎吉博

担い手対策監

土屋秀二

営農支援課長

米良弥

農業改良対策監

吉村豊

消費安全企画監

吉田周司

農産園芸課長

小八重雅裕

畜産課長	荒武正則
家畜防疫対策監	押川延夫
農村計画課長	佐藤公一
技術検査監	桑畑政廣
国営事業対策監	矢方道雄
農村整備課長	原川忠典
水産政策課長	桑原智
漁業調整監	那須司
漁港漁場整備課長	関屋朝裕
漁港整備対策監	野田和彦
総合農業試験場長	齋藤尚
県立農業大学校長	松尾通昭
畜産試験場長	児玉盛信
水産試験場長	田代一洋

---

事務局職員出席者

議事課主幹	壺岐哲也
政策調査課主査	千知岩義広

---

○押川委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時2分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連の議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終

了した後をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

座って説明させていただきます。

お手元にお配りいたしております環境農林水産常任委員会資料（補正）の表紙をごらんいただきたいと思っております。本日の説明事項は、予算議案が3件、その他の報告事項が1件でございます。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思っております。まず、予算議案ですが、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」、議案第40号「平成19年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算」、議案第41号「平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算」でございます。

まず、（1）平成19年度環境森林部歳出予算の表をごらんください。この表は、議案第38号、40号、41号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正予算につきましては、表の左端のほうに一般、特別の会計別に分けておりますが、一般会計が、中ほどより少し下に網かけをいたしております小計の欄にございますように、24億815万7,000円の減額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は218億9,511万7,000円となります。また、その下にあります特別会計につきましては、下から2段目の小計の欄にありますように、7,264万5,000円の減額をお願いしております。補正後の特別会計予算額は13億3,680万5,000円となります。この結果、表の一番下、合計欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして24億8,080万2,000円を減額いたしまして、環境森林部の補正後の予算額は232億3,192万2,000円となります。

次に、2ページをごらんください。議案第38号に関する平成19年度繰越明許費の補正についてでございます。本年、7月から8月の台風等によりまして、近接して施工します関連工事におくれが生じたことや、市町村で実施する工事が繰り越しとなることなどから、翌年度への繰り越しを余儀なくされたものであります。

その内容は、(2)の表、追加分で、自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課所管事業を合わせまして、表の合計の欄にありますように、56カ所で繰越額18億3,144万1,000円、また、(3)の表、変更分で、自然環境課所管事業20カ所、繰越額で6億9,521万3,000円をお願いしております。

次に、3ページをごらんください。議案第38号に関する平成19年度債務負担行為補正の追加についてでございます。これは、森林整備課が所管しております林道事業につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、4ページをごらんください。その他の報告事項といたしまして、「第10回木質構造国際会議の開催について」でございます。(2)の①のところがございますように、本年の6月2日から5日にかけて、木質構造に関する最新の研究成果の発表や情報交換などを行う国際会議が宮崎市で開催されますので、その概要を御報告いたします。

私からの説明は以上であります。詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

**○鈴木環境森林課長** それでは、環境森林課の平成19年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成19年度2月補正歳出予算説明資料の赤のインデックス「環境森林部」の次にあ

ります青いインデックス「環境森林課」のところ、ページで言いますと163ページをごらんください。今回お願いしております補正は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2億1,090万7,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように27億5,736万4,000円となります。今回の補正の主な理由は、森林整備を推進するための交付金の減額、国庫補助決定に伴う減額や事務費を節約したことなどに伴うものであります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

1枚お開きいただきまして、165ページの上段、一般会計の3つ下の(目)環境衛生総務費の(事項)職員費であります。3,826万4,000円の減額であります。これは、支給対象職員が減員となったこと等によるものであります。

次に、1枚お開きいただきまして、166ページの中ほど、(目)林業振興指導費の2つ目の(事項)森林計画樹立費であります。1,587万4,000円の減額であります。これは、国庫補助決定に伴うものや各種調査委託に係る入札見積りなどの執行残などによるものであります。

次に、その下の(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費であります。1億5,023万4,000円の減額であります。この事業は主に、森林施業計画の認定を受けた森林所有者等による施業区域の明確化の作業等に対して交付金を交付するものであります。平成14年度から実施されておりますが、今年度から対象森林が、従来の35年生以下の人工林から45年生以下の人工林に拡大されたことから、過去の実績を踏まえ拡大された林分は見込みましたが、施業計画の変更あるいは施業計画の樹立が余りなされな

ったことなどから、交付対象森林が大きく落ち込んだことによるものであります。

環境森林課の説明は以上でございます。

**○堤環境管理課長** 環境管理課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成19年度2月補正歳出予算説明資料の青いインデックス「環境管理課」のところ、ページで言いますと169ページをお開きください。環境管理課の補正額は、左から2列目の9,174万2,000円の減額補正でございます。補正後の額は、右から3列目の6億520万3,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、171ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)大気保全費の1,599万7,000円の減額であります。主なものは、説明欄7の有害大気汚染物質モニタリング事業の822万5,000円の減額であります。これは、有害大気汚染物質の分析委託料が入札で安くなったことによる減額であります。

次に、下のほうの(事項)水質保全費の1,967万8,000円の減額であります。主なものは、1の水質環境基準等監視の1,712万7,000円の減額であります。これは、河川等の公共用水域や地下水の水質分析委託料が、入札で安くなったことによる減額であります。

1枚おめくりいただきまして、172ページをお開きください。一番下の(事項)公害保健対策費の2,422万6,000円の減額であります。173ページをごらんください。主なものは、1の公害健康被害補償対策であります。高千穂町土呂久地区の公害健康被害者への療養の給付や、遺族補償一時金の補償給付が当初見込み額を下回ったことによるものであります。

最後に、中ほどの(事項)合併処理浄化槽等普及促進費の2,597万7,000円の減額であります。主なものは3の浄化槽整備事業で、これは浄化槽整備に係る市町村への補助であります。市町村の要望基数の変更と国の補助基準額の改定による減額であります。

環境管理課の補正予算につきましては以上であります。よろしく御願いいたします。

**○飯田環境対策推進課長** それでは、環境対策推進課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成19年度2月補正歳出予算説明資料の青いインデックス「環境対策推進課」のところ、ページで言いますと175ページをお開きください。環境対策推進課の補正額は、左から2列目、6,655万5,000円の減額補正で、補正後の額は、右から3番目の欄であります。4億6,497万9,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明をいたします。

同じ資料の177ページをお開きください。まず、上から6行目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費3,038万9,000円の減額についてであります。この主なものにつきましては、宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業に係る延岡・西臼杵ブロックに対する交付金の減額によるものであります。これは、入札参加予定業者が他事業で談合事件の指名停止となったことや、地盤の液状化に対する基礎工事の工法検討などに時間を要したため着工がおくれ、県補助対象工事の実績が上がらなかったものであります。

次に、中ほどの(事項)産業廃棄物処理対策推進費2,039万3,000円の減額についてであります。主なものにつきまして御説明いたします。

まず、説明欄2の産業廃棄物処理監視指導826

万円の減額につきましては、廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の検査委託契約の入札残によるものと、廃棄物監視員の人件費などの減によるものであります。

次に、説明欄3の産廃許可審査体制強化事業146万1,000円の減額につきましては、産業廃棄物処理施設の許可申請において、施設の技術的な審査の一部を外部に委託することがございますが、今年度につきましてはその委託がなかったことによるものであります。

次に、8の公共関与推進事業の3,211万7,000円の減額につきましては、エコクリーンプラザみやぎの運営費補助につきまして、派遣人員を減らしたことによるものであります。

説明欄9の産業廃棄物税基金積立金2,451万8,000円の増額につきましては、産業廃棄物税の税収の増と基金利息などによるものであります。

次に、説明欄11の産業廃棄物処理業者情報提供システム管理事業120万3,000円の減額につきましては、情報機器類のリース金額等の減によるものであります。

次に、178ページをお開きください。3行目の（事項）廃棄物減量化・リサイクル推進費1,577万3,000円の減額についてであります。説明欄1の産業廃棄物リサイクル施設整備支援事業1,558万6,000円の減額についてであります。この事業は、財団法人宮崎県産業支援財団を通じまして、産業廃棄物のリサイクル施設の整備を行う事業者に対して補助金を交付するものであります。補助を予定しました事業者2者のうち1者が、年度内での整備ができないとの申し出がございましたために、同財団から補助金の減額申請があったことによる補正であります。

環境対策推進課の補正予算につきましては、以上であります。

○坂本自然環境課長 自然環境課の平成19年度2月定例県議会提出議案等について御説明をさせていただきます。

最初に、補正予算でございます。お手元の平成19年度2月補正歳出予算説明資料の179ページでございますが、「自然環境課」の青いインデックスのついているところをお開きいただきたいと思います。自然環境課におきましては、左から2列目の欄でございますように、一般会計で5億1,075万円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目の欄でございますように49億8,888万4,000円となります。今回の補正の主な理由につきましては、国庫補助の決定に伴うものと執行残に伴うものでございます。

それでは、主な事項につきまして御説明させていただきます。

初めに、181ページをごらんいただきたいと思います。上から5段目、（目）環境保全費でございます。中ほどの（事項）自然保護対策費で334万9,000円の減額でございます。これは主に、県内のビオトープ保全活動を紹介いたしますリーフレットや「野生動植物の保護に関する条例」に係るリーフレット作成などの執行残に伴うものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、183ページをお開きいただきたいと思います。中ほどの（事項）森林環境税基金積立金でございます。125万6,000円の増額でございます。これは、税の普及啓発費の支出が減額になったことなどにより積立金がふえたものでございます。

次に、一番下の欄の（目）治山費の（事項）山地治山事業費でございます。ここで1,168

万4,000円の減額ということでございます。これは、山腹崩壊地等の荒廃山地の復旧整備や山地崩壊の未然防止を図る事業でございまして、国庫補助の決定に伴いまして国費が減額となるものでございます。この内訳につきましては、1枚めくっていただきまして、次の184ページの一番上にお示ししておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、同じ184ページでございまして、その下の段の（事項）林地崩壊防止事業費で1,709万4,000円の減額でございます。これは、今年の台風第4号、第5号で発生いたしました山地災害を市町村が復旧する経費でございまして、復旧額が確定したことによるものでございます。

次に、下から2段目の（事項）保安林管理事業費で646万4,000円の減額でございます。これは、国からの委託事業でございまして保安林の調査経費や衛生デジタル画像の購入経費が減額されたこと等に伴うものでございます。

次に、185ページをごらんいただきたいと思っております。一番下の段の（目）公園費でございます。その下の段の（事項）自然公園事業費でございまして、1,202万1,000円の減額でございます。これは、自然公園等の利用施設整備に係る事業におきまして、国の交付金の決定及び市町村の事業計画の変更等による執行残に伴うものでございます。

次に、186ページをごらんいただきたいと思っております。中ほどの（目）林業災害復旧費でございます。その下の段の（事項）治山施設災害復旧費でございまして、4億4,792万2,000円の減額でございます。これは、台風等により発生いたしました治山施設の被害を復旧するものでございますけれども、去年は幸いにも新たな治山

施設災害の発生がなかったため、国庫補助決定が過年度災害の復旧に係るものだけであったことに伴うものでございます。

以上が補正予算についての説明でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明させていただきます。

恐れ入ります。お手元の環境農林水産常任委員会資料（補正）の2ページをお開きいただきたいと思っております。議案第38号でございます。一番上の段の（2）平成19年度繰越明許費補正（追加）一覧表をごらんいただきたいと思っております。自然環境課では、表の上段の地すべり防止事業、林地崩壊防止事業の2つの事業について、総額6,475万9,000円をお願いするものでございます。繰り越しの理由でございますけれども、地すべり防止事業につきましては、日之影町星山地区と諸塚村中の又地区の2つの箇所におきまして、前年度から繰り越しをいたしまして施工しておりました地すべり工事が、今年の台風等によりおくれが生じまして、これに近接する当該工事が影響を受けまして繰り越しとなるものでございます。もう一つの林地崩壊防止事業につきましては、今年の台風等に伴う市町村による復旧工事でございますけれども、事業主体は延岡市と日向市でございますが、ここにおいて事業が繰り越しとなるものでございます。

次に、一番下の段の（3）平成19年度繰越明許費補正（変更）一覧表をごらんいただきたいと思っております。山地治山事業でございます。11月議会で、台風等の影響で工法や事業計画の変更を余儀なくされました箇所について4億9,039万6,000円をお願いいたしておりましたけれども、新たに資材搬入路の選定などの交付検討等に日時を要した箇所が生じたことから、2

億481万7,000円の追加をいたしまして、6億9,521万3,000円をお願いするものでございます。

自然環境課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金丸森林整備課長 森林整備課でございます。

それでは、森林整備課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料で「森林整備課」の青いインデックスがついておりますところ、187ページをお開きください。今回の補正額は、左側の補正額欄にございますように、一般会計で13億9,317万1,000円の減額、特別会計で7,264万5,000円の減額、合計で、最上段にありますように14億6,581万6,000円の減額補正をお願いしております。この結果、森林整備課の補正後の予算は、一番上の欄の右から3列目にありますように、一般会計、特別会計合わせまして104億7,175万7,000円となっております。

それでは、主な事項について御説明いたします。

189ページをお開き願います。初めに、(目) 林業振興指導費についてであります。ページ中ほどの(事項) 県民の森等整備事業費で834万円の減額でございます。これは、県営林管理システム高度化等推進事業における委託料を減額したことによるものでございます。

次に、190ページをお開きください。(目) 造林費についてであります。中ほどにあります(事項) 森林機能保全対策総合整備事業費で274万円の減額でございます。これは、高性能林業機械の導入等に要する経費を助成する補助事業でございまして、国庫補助決定に伴う減額であります。

次に、191ページをお願いいたします。(目) 林道費についてであります。中ほどやや上の(事項) 森林保全林道整備事業費で82万円の増額、その下の(事項) 道整備交付金事業費で270万2,000円の減額などがございます。これは、補助公共事業で交付決定を受けました国庫補助金の有効活用を図るために、事業間で事業費を調整した結果、増減を行ったものでございます。

また、その次の(事項) ふるさと林道緊急整備事業費の4,552万円の減額につきましては、県営のふるさと林道緊急整備事業が平成19年度で終期を迎えますので、事業費確定に伴い減額するものでございます。

次に、192ページをお開きください。(目) 林業災害復旧費についてであります。(事項) 林道災害復旧費で13億1,381万9,000円の減額でございます。これは、平成19年度は災害発生が例年より少なく、最終見込み事業費が当初予算を下回ることに伴いまして減額するものでございます。

次に、193ページをお願いいたします。特別会計について御説明いたします。特別会計予算につきましては、別途配付の議案書の議案第40号及び議案第41号にございますが、説明は引き続きこの資料でさせていただきたいと思っております。

まず、山林基本財産特別会計であります。上から5段目の(事項) 県有林造成事業費で3,719万5,000円の減額でございます。これは、間伐などの保育事業を縮減したこと等によるものでございます。

次に、下から2段目の(事項) 元金で500万円の減額、それから次のページ、194ページの(事項) 利子で20万8,000円の減額でございます。これらは農林漁業金融公庫等への償還元金

と利子の確定に伴う減額でございます。

次に、195ページをお願いいたします。拡大造林事業特別会計であります。上から5段目の（事項）県行造林造成事業費で2,920万円の減額でございます。これは、分収林の立木売り払い収入減少に伴い分収交付金が減少したことなどによるものでございます。

次に、下のほうの（事項）元金で100万円の減額、それから一番下の（事項）利子で4万2,000円の減額でございます。これも、先ほどの負担金基本財産特別会計と同じく、農林漁業金融公庫等への償還元金と利子の確定に伴う減額でございます。

補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。恐れ入りますが、お手元の環境農林水産常任委員会資料をごらんいただきたいと存じます。2ページでございます。

まず、（2）の繰越明許費の追加であります。森林整備課では、表の中ほどにありますように、森林保全林道整備事業を初め8事業、総額で17億5,345万4,000円の繰り越しをお願いいたしております。その主なものについて御説明いたします。

まず、森林整備課の1段目の森林保全林道整備事業であります。これは、林道整備事業におきまして資材搬入路が被災し、その復旧に日時を要したことなどから工事の進捗がおくれ、工期が不足するものでございます。

次に、下から2段目の林道災害復旧事業であります。台風災害等により被災した林道の復旧費の国庫補助の決定がおくれまして、事業主体である市町村において事業が繰り越しとなることによるものでございます。

次に、債務負担行為の追加について御説明い

たします。右のほうの3ページをお願いいたします。（4）森林保全林道整備事業費であります。これは、椎葉村の十根川・三方界線を初め2路線において、今年度に歳出を伴わない国庫債務負担行為、いわゆるゼロ国債といたしまして限度額1億2,000万円を設定し、今年度内に契約するものでございます。

森林整備課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成19年度2月補正歳出予算説明資料の青いインデックス「山村・木材振興課」のところ、ページで言いますと197ページをお開きください。今回の補正額は、左から2列目の2段目にあります、一般会計予算で1億3,503万2,000円の減額補正でございます。山村・木材振興課の補正後の額は、右から3列目の一番上の欄にございますように、39億4,373万5,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

199ページをお開きください。下のほうの（事項）林業・木材産業構造改革事業費についてでございます。補正額は7,716万3,000円の減額でございます。これは国庫補助決定に伴う補正でございます。主なものは、説明欄の3にありますように、山村地域の定住促進等のための施設整備を行います林業経営構造対策事業費補助金で2,603万5,000円の減額、4にあります木材産業振興のための製材工場などの施設整備を行います木材産業構造改革事業費補助金で1億53万3,000円の減額、1枚めくっていただきまして、200ページの6にあります、川上と川下が

一体となって県産材を安定的に供給する体制をモデル的に構築することを目的としました林業再生に向けた新生産システム推進対策モデル事業で5,634万9,000円を増額補正するものでございます。

201ページをごらんください。上のほうの（事項）木材利用技術センター運営事業費についてでございます。補正額は2,141万4,000円の減額でございます。これは主に、説明欄1の維持管理費及び2の試験研究費におきまして、清掃委託などの入札の執行残や電力入札による電気料金のコスト縮減及び節電、さらには研究経費の外部資金の導入に努めたことによる減額でございます。また、4の受託事業費におきましては、森林総合研究所等からの受託研究に係る受託額確定に伴う補正であります。

次に、中ほどの（事項）山村振興対策費で634万4,000円の減額でございます。これは、下の説明欄にあります2の国土保全山村集落生活環境整備事業であります。合併浄化槽整備とあわせて行いますトイレの水洗化に係る市町村への補助で、市町村からの要望基数の減などに伴う補正であります。

次に、202ページをお開きください。上のほうの（事項）林業担い手対策基金事業費についてでございます。補正額は1,854万円の減額でございます。主なものは、説明欄1にあります林業担い手対策基金事業におきまして、社会保険等整備事業における助成額の減少や、林業後継者育英資金の貸与者の減少、高性能林業機械購入の入札による執行残等でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。恐れ入りますけれども、お手元の常任委員会資料をごらんください。2ページでございます。（2）の繰越明許費の追加でございま

すが、山村・木材振興課では、表の一番下に記載してございますけれども、林業・木材産業構造改革事業としまして1,322万8,000円の繰り越しをお願いいたしております。その理由でございますが、本年度新たに国が創設しました、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の国からの交付決定がおくれたために、事業主体において事業が繰り越しとなることによるものでございます。

補正予算については、以上でございます。

引き続きまして、その他の報告事項について御説明いたします。

同じく委員会資料の4ページをお開きください。第10回木質構造国際会議の開催についてであります。

（1）の概要であります。木質構造国際会議は略称でWCTEと呼ばれておりまして、世界の第一線の木質構造にかかわる研究者等が一堂に会し、最新の技術や研究成果などの発表、情報交換を行う会議で、2年ごとに開催されております。下の表にありますように、日本での開催は1990年（平成2年）の東京での開催以来、18年ぶり2回目となります。

（2）の日程についてであります。同国際会議は、本年の6月2日から5日までの4日間、宮崎市内で開催され、木材利用技術センター及び宮崎大学などで組織します第10回木質構造国際会議実行委員会において、現在準備が進められているところであります。開催に当たりましては、国土交通省など多くの後援をいただいております。

（3）の参加国・予定者数であります。現在受け付けております研究発表の申し込みの状況から、日本を初め、アメリカ、カナダの北米やドイツ、オーストリア、スウェーデンなどの

欧州、中国や韓国などのアジア地域など、40の国と地域から約500名の参加を見込んでおります。

右のページの(4)のその他に記載しておりますが、研究テーマは、アからカまでの「木造文化財の補修、維持管理」から「木材教育」までの6つのテーマから研究発表、情報交換が行われます。なお、本県の木材利用技術センター職員も木造建築システムなどにつきまして研究成果を発表することとしております。

次に、会議日程をお示ししておりますが、6月2日の午前に開会し5日の閉会まで、7つの分科会会場で行われます。6月1日には木の花ドームなどの木造施設、5日の午後には木材利用技術センターの現地視察を予定しております。なお、下のほうに、前回、アメリカで開催されました第9回ポートランド会議の状況をお示ししております。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○押川委員長** 執行部の説明が終わりました。まず、議案のほうから、質疑のある方はよろしくお話をしたいと思っております。その他は後ほどまた時間をとりますので、議案のほうからよろしくお話をいたします。

**○満行委員** 森林整備課、お願いします。まず、補正予算ですけれども、189ページ、県民の森等整備事業費834万、委託料の減ということでしたけれども、これをもう一回説明いただきたいと思っております。

もう一つは、191ページ、ふるさと林道緊急整備事業費4,552万円の理由をもう一回お聞かせください。

**○金丸森林整備課長** お答えします。

まず、県民の森等整備事業費の委託の減額に

つきまして、この事業は、県有林の境界の確認作業を行うため、GPSでデータを収集しております。それをもとに県有林のデジタル正射写真図を作成しております。そのようなことで県有林のデジタル化を推進する事業と、もう一つは、長伐期施業等推進事業としまして、県行造林の土地所有者の相続等の発生状況の調査、契約の延長協議、相続権利者に対しまして権利移転の登記法等の指導を行う事業となっております。具体的な減額の内容といたしましては、今年度、積算内容の見直しを行いまして、その結果、減額して委託契約を結んだということになっております。

それから、2番目のふるさと林道緊急整備事業で4,552万円の減額となっております。ふるさと林道事業につきましては、吐合線のトンネル工事と、トンネルの先のほうで地すべりが起きまして、その工事を行っております。トンネル工事につきましては、債務負担をお願いいたしまして事業を実施してございましたけれども、最終年度となりまして減額変更を1,200万ほど行っております。それから、もう一つの地すべりのほうにつきましては、コスト縮減等を行い4,000万弱の減額となっております。合わせて4,500万というふうな減額の内容となっております。

**○満行委員** 繰越明許費ですけれども、たくさんあるので、これも森林整備課にお尋ねします。50カ所、主なおくれというのは、事業主体において事業を繰り越したということですが、特徴的な理由があれば教えてほしいんですが。

**○金丸森林整備課長** 合計で50件の繰り越しをお願いしておるところです。内訳で申しますと、

事業主体の繰り越しによりますのが32件となっております。事業主体の繰り越しと申しますのは、市町村営で実施している事業の繰り越しということになっております。残り18件が県営工事ということになりますが、内訳を見てみますと、施工中の状況の変化——林道工事につきましては掘削をしながら開設していきますので、施工中の状況の変化による事業計画の変更、これが1番になっています。それから、資材搬入路の復旧工事など関連工事のおくれ、それから用地交渉等のおくれというようなことになっております。

**○満行委員** 小さい事業費もあるわけですがけれども、市町村も含めて、応札者がいなかったり、不落というものはこの中にはありませんか。

**○金丸森林整備課長** 県営工事、市町村の工事についても——不落というのは県営ではございませんし、市町村でも聞いておりません。

**○井本委員** 50何カ所、これは追加分でもあるので、これは通年よりも多いんですか。

**○金丸森林整備課長** 昨年度繰り越しをお願いしましたのは117カ所ございました。今回は50カ所ということになりまして、災害が昨年より少なかったということもございます。県営工事につきましてはできるだけ早期発注を行ったんですが、先ほど申し上げましたような関係で、やむなく繰り越しをお願いしているという状況でございます。

**○井本委員** これはほとんど災害復旧の分ですか。

**○金丸森林整備課長** 一番下と2段目でございますように、50件中26件が災害関係となっております。災害につきましては、夏発生して、それから事業計画を出して国の査定を受けて決定ということになりますから、どうしても年末、

年明け発注ということになりますから、期間的に難しいところがございます。

**○井本委員** 基本的なことですが、国の助成が確定したことによってと書いてあるところが多いですね。これはどういう仕組みでそんなふうになるのかなと思うんです。助成事業というのは、こういうものをやりたいと陳情を出して、オーケーと出て、どうぞやってくださいと国から来て、県のほうがそれに対して県のお金をある程度打っ立てて、そして実施する。そうする途中で、これはやれないということで県が判断するんですか。それとも国のほうが、その事業はこの辺でやめてくださいというふうに来るんですか、その辺はどういう仕組みになっておるんでしょうか。

**○金丸森林整備課長** 森林整備課の関係で申しますと、例えば林道事業を実施します。予算ヒアリングを受けて、内示を受けて事業にかかるわけですが、実際、測量設計に入りますのは予算が有効になってからですから、4月以降に設計変更に入ります。そうしますとどうしても事業費が変わってくる場合があります。当初の概算計画よりか。もう一つ条件としてありますのは、国の補助率が事業によって異なります。それによって県費の負担分も変わります。県としては、国から内示をいただいた国庫金の枠内で、県費をより少なくするような形、節約するというところで、より高い補助事業のほうに事業をシフトさせるという事例が結構ございます。ですから、県で実施する事業費の確定に伴って国に申請して、国からまた決定をいただく。最終的に国庫補助決定によって補正というような手続になっております。

**○井本委員** 内容的には県のほうの都合ということもあるわけですね。

○金丸森林整備課長 国からいただく予定の国庫金の範囲内でやりくりができるものはやりくりすると。県費が足りないような国庫金をいただくわけにはいきませんので、そんな中でプラス・マイナス・ゼロにおさめるか、少し県費を節約するか、その辺が微調整みたいな感じになって、最終的に国庫補助決定をいただいて確定するという仕組みになっています。

○井本委員 これだけ見ると、国のせいでやめたという感じがするものだから。だけど、県の都合も実はあるということですね。わかりました。

○外山委員 今の国庫補助で公共工事します。例えば林道をする。そのときに、今、入札制度が大きく変わって、最低価格に近いところの落札が非常に多くなってますね。例えば1億の工事をやるときに80%が最低価格だったら、2,000万ぐらいそこで余ってくるわけです。国庫補助事業のときに、国庫に対して浮いた分は戻すことになるんですか。

○金丸森林整備課長 林道事業につきましては単年度で終わる事業というのは極めてまれであります。最終年度を迎えている事業については別ですが、それ以外の事業については次年度計画がございますので、落札率が下がって浮いた分につきましては、事業の進捗を高めるということで、次年度以降の分を、わかりやすく言えば先食いといいますか、前倒しで実施するというようなことで執行しております。

○外山委員 ということは、3年の事業とか5年の事業がありますね。その間ずっと見ていって、最終的には5年過ぎた段階で、これだけ使わなかったということで清算をするという形なんですか。

○金丸森林整備課長 林道事業の場合でした

ら、前年度いただく予算を今年度いただくと。事業計画が残っておりますので、次年度の分を今年度に前倒しで実施するということになりまますから、トータル事業費としては、変わらないということになります。入札によって余った執行残につきましては、国としては同じ補助金です。林道事業ということでいただいていますから、次年度分を前倒しで当年度に実施するというような形にしています。ただし、先ほど申しましたけど、今年度が最終年度というところは動かさないので、それは施工可能な別な路線に充当するというようなことで国と協議しております。

○外山委員 ということは、国庫補助が決定してもらった分は、よっぽどのことがない限り清算して戻すことはないということですか。

○坂本自然環境課長 はい、そのとおりでございまして、例えば当初いただいた予算で入札を執行いたしますと、委員おっしゃいましたとおり、80数%の入札率ということになります。約20%の執行残が出るわけでございます。林道工事については、先ほど森林整備課長が申し上げたとおりでございますけれども、治山工事におきましては、緊急性のある箇所が、今年度の当初予算で措置できなかった分が残っておりますので、緊急性のあるものから引き上げていって事業を実行することにいたしております。

○外山委員 関連があるからちょっと聞きたいんですが、ことしの入札制度の変更で事業ごとに執行残が出てくると思うんです。執行残がよけい出てきた場合、その処置は具体的にどんなふうにするんですか。例えば1億の林道工事をやる。8,000万で落札した。2,000万余りますよね。同じ林道工事のほかにやりたいところに充当していくという形をとっていくんですか。

○金丸森林整備課長 入札残につきましては、林道の場合でしたら、例えばA路線というところでやって2,000万執行残が出た場合は、工事の内容を見て、年度内に完成を目指して追加できる分があれば追加いたしますし、工事期間を見たら追加できないという場合でしたら、国と協議しながらほかの路線に持っていきます。複数路線を同じ補助金で総額でいただいていますので、箇所づけはございますけれども、調整はできるようになっておりますので、ほかの路線で年度内に完成が見込めるところに事業費を上乗せして、次年度分を先行して実施するというような手続をとっています。

○外山委員 年度の当初から中間ぐらいまではそれがききます。年度末になって発注した工事の執行残が出てきたときはどんなふうにするんですか。

○金丸森林整備課長 原則として林道工事はほとんどが金額が大きい工事で、ことしも繰り越しをお願いしておりますけれども、できるだけ早期発注をするようにしておりますから、年度末に入札残が発生するような事案は、基本的には可能性は少ないというふうに考えております。皆無とは言えないと思いますけれども。

○外山委員 林道工事に限らず、環境森林部で公共工事を年度末にやって執行残が出た場合、どんな処理なんですか。

○坂本自然環境課長 基本的には、2月補正で執行残を処理しようということをお願いしたところなんですけれども、それ以降に、例えば治山事業の場合は緊急治山事業というのがございます。これは当年度に発生した災害箇所を復旧する工事でございますけれども、これが手続上どうしても年度末に発注するという場合が出てまいります。年度末に執行残が出たときには、

不用額として残さざるを得ないと考えておるところでございます。

○外山委員 ということは、不用額として財政に戻すということですね。

○坂本自然環境課長 そのとおりでございます。予算残で残すということでございます。

○外山委員 ということは、今度の補正で環境森林部全体の不用額は幾らかあるんですか。

○坂本自然環境課長 今度の補正では、そこまでは処理をいたしておりません。

○権藤委員 165ページですが、説明が速くてのみ込めていない部分もありますので。職員の人件費執行残が3,800万、これは次年度との関係、本当に経費が減ったのか、一部ずれ込むのか、そこらあたりの関係がちょっと。

○鈴木環境森林課長 165ページの中ほどにあります（事項）職員費の3,826万4,000円の減額でございますけれども、通常、19年度に職員を組みます場合には、19年の1月1日時点での職員数で組みます。ところが、実際には19年4月1日に人事異動がございまして職員が配置されるので、その分が差となって出てきまして、今回の場合は当初43名で組んでおりましたけれども、4月1日人事異動で40名の配置ということでございますので、3名分を落としたということでございます。ちなみに、職員費として上がっておりますのは、部の中でも事務系の職員でございます。

○権藤委員 それから166ページですが、施業実施区間の云々ということとか、35年から45年人工林という説明があったようにあるんですが、もう一回お願いします。

○鈴木環境森林課長 166ページの一番下の森林整備地域活動支援交付金事業が1億5,000万余の補正減ということになっております。この

制度は14年に始まりまして18年度で終了ということでした。制度としましては5年間ということ。継続の要望が強かったものから、国のほうもそれを踏まえまして、19年度から制度を一部拡充、変更して継続することになったところがございます。その中で、森林の施業区域の明確化作業、施業区域の境界にくいを打ったりペンキでマーカーしたり、歩道の整備等に対して、従来は35年生以下ということになっておりましたが、今回、45年生以下ということで対象を拡大したところがございます。そのところを見込んでおりましたけれども、対象が施業計画をつくっているところということでございまして、施業計画がうまくいかずに減額が大きくなったということでございます。

○榎藤委員 そうすると、1億5,000万近くは国のお金を有効に使えると思っておったんだけど、計画対象が、この年度では補助を受けてやるような内容が出なかったと、そういう解釈でいいんですか。

○鈴木環境森林課長 おっしゃるとおり、対象が10年間伸びましたということで、面積をふやして見ておったんですが、施業計画の変更とか作成が条件になっておりますので、結果としては当初見込みの70%程度で終わりそうであるということで、補正をお願いしているものでございます。

○榎藤委員 それから、171ページですが、7番の入札残822万5,000円、下の水質の1,700万の入札残ということですが、幾らが幾らになってこれが出てきたんだろうかという端的な質問です。

○堤環境管理課長 まず、有害大気汚染物質モニタリング事業ですけれども、予定価格1,149万986円に対しまして落札価格が364万3,500円、

落札率が31.7%でございます。

それから、公共用水域水質環境基準等監視ですけれども、これは公共用水域と地下水に分かれております。公共用水域の場合が2,183万7,900円に対しまして落札価格が997万5,000円、落札率が45.7%、地下水が予定価格が534万8,700円に対しまして落札価格は191万1,000円、落札率35.7%となっております。

○榎藤委員 これはほかの入札の関係でこういう結果になったのかどうかわからないんですが、土木などの一般的な話として、従来からいくと、安くても70%ぐらいじゃないかと。安いことはいいことかもしれませんが、品質面でそれだけの保証があるのかという心配も出てくるわけですけど、そこら辺はどういうふうに判断されますか。

○堤環境管理課長 今の入札に関しましては、これまで公益法人のほうに随契をしておりました。19年度から基本的に入札をするということで入札をしたわけでございます。有害大気につきましては、県内には1者しかできることはありませんので、県外も含めて入札したところ、静岡県の業者が落札したということでございます。私ども、精度管理というのは非常に心配なものですから、職員を1月に検査所に派遣いたしまして、実際の分析の状況、分析した結果の保存などを検査いたしまして、特に問題はないことを確認しております。非常に安くなった原因としましては、有害大気は県では3カ所で測定をしております。毎月1回ずつ測定するんですけれども、検体数としては毎月3検体ずつしか出てこない。ところが、全国展開している事業者になりますと、全国で検体を集めますので、1回当たりの分析件数が非常にふえるということとは非常に効率化が図れると、そういうことか

ら安くなったものと考えております。

○**権藤委員** 従来から1者随契してきた公益法人とは、ちなみにどこですか。

○**堤環境管理課長** 財団法人環境科学協会でございます。

○**権藤委員** 173ページで土呂久の補償が減ったという話等がありました。これは数年前から見て、例えば高齢化とか対象者が減ってくるのか、そういうような性格のものなのかどうか。数年前からの傾向も含めて御説明いただきたい。

○**堤環境管理課長** かなりさかのぼるデータは持っておりませんが、16年度が7,781万4,000円、17年度が6,401万1,000円、18年度が6,781万2,000円でございます。若干減る傾向にはございますけれども、ことし2名認定を追加しておりますし、慢性砒素中毒というのは、相当年月がたって体力が弱くなってから発生するというようなこともございまして、今後しばらくはこのような状況で進むものと考えております。

○**権藤委員** 次に、合併浄化槽が市町村の要望基数が減ったという説明と、国の基準が変わったということなんですが、市町村の要望基数が減ったというのは、この年度に減って来年にずれ込んでいくという解釈でよろしいでしょうか。

○**堤環境管理課長** そういうことではなくて、年度当初に市町村から、この年度はこのぐらい来るだろうということで、枠を取るような形で要望が上がってまいります。それで県のほうも予算化するわけでございますが、実際には新築の着工基数が落ちたり、住民の要望等の変更によって基数は減額することになっております。

また、補助基準額は、5人槽が一番小さい浄化槽です。一番小さい浄化槽が設置基数の大体

7割を占めておるんですが、国の補助基準額が34万2,000円から33万2,000円に1万円下げられたということで、県も連動して下げております。そのうちの3分の1が県の負担でございます。最も多い5人槽が減ったということで、減額になっております。

○**権藤委員** 177ページの一般廃棄物処理のところの説明だったと思うんですが、延岡・西臼杵の交付金が云々ということでですね。要するに当年度としてずれたとかそういうことなのかどうかというのを、もう少し御説明いただけますか。

○**飯田環境対策推進課長** これは延岡・西臼杵地区の焼却施設でございまして、事業としては18、19、20と3カ年の事業になっております。ただ、18年度につきましてはほとんど国庫対象事業の出来高はないということで、19年度から20年度にかけて行われるわけでございますけれども、19年度で国庫補助金ベースで大体25%出来高ができると、県の補助につきましては補助金ベースで大体10%ということで見込んでおります。

これは先ほども申しましたけれども、当初、入札予定業者が8者ほどおりました。通常、焼却施設等につきましてはプラント設備業者と建設業者がJVを組んでおりまして、そういう方々が当初8者おったわけですが、し尿処理事件がございまして、談合で指名停止期間が10月近くまでかかったということで、当初の入札予定が8月でしたが、11月に入札せざるを得なくなったということ等がございまして、当然、国庫対象事業のほうに先んじていくわけがございまして、県費につきましては国庫対象外事業ということで、外構とかになりますから、国庫が進まないといふ県の工事も出来高が上がらない

ということになりますので、その結果、県費の実績が上がらなかったということでございます。

○**権藤委員** それから181ページ、同じようなことで申しわけないんだけど、リーフレットの作成等予算が余ったということで300万があるんですが、これは補正前の枠の1,680万そのものが、リーフレットの作成以外もあったのかどうかも含めて、リーフレットだけで330万余ったのか、そうであれば予算は幾らなのか、そういうことはどうなんですか。

○**坂本自然環境課長** 説明のときにはリーフレットの発注残と申し上げました。この中身は、説明欄の6 ビオトープ保全・再生モデル事業で啓発用のリーフレット3,000部ほど予定をして案を固めて入札いたしましたところ、105万の予算をしておったんですが、41万9,000円ということで、非常に大きな執行残が出たということでございます。それから、7番の野性動植物保護総合対策事業ですが、こちらのほうでもリーフレットを予定しておったところなんですが、昨年の版がそのまま使えたということなどから、約38万近い執行残が出ました。それから、1、2、3、4、5の委託料の執行残、こういうのも含めましてトータルで334万9,000円の補正減となったところでございます。

○**権藤委員** 193ページの間伐等の縮減ということで3,700万の説明があったかと思うんですが、これについては面積等の縮減なのか。あるいは、人手がなかったとかいろいろあるかもしれませんが、間伐をやめたのか。縮減という説明があったんですが、そのあたりをもう一度お願いします。

○**金丸森林整備課長** 間伐等の縮減と御説明いたしましたけれども、当初、間伐につきまして、

県有林につきましては自己収入で施業に充てるというシステムをとっております。そんな中で、今年度、利用間伐、いわゆる木材を売って収入を上げる間伐を130ヘクタールぐらい計画しておりました。その内容としましては、立木のまま業者の方に買っていただいて間伐を進めるというやり方を考えておったんですが、来年度の新年度予算の中に出てまいりますけれども、高齢級間伐事業が拡充されまして、高齢級まで間伐できるということになりましたので、当年度分につきましては来年度へ繰り越して実施したいと。そのほうが、補助金がいただける関係で有利になると判断したところでございます。

○**権藤委員** それから199ページです。3の説明、4の説明あって、6の説明があったかと思うんですが、これの関連があるのかどうか。金額も結構大きいんですが。6の場合には新たに5,600万の国の補助がありますが、そういう事業を提案するということになるのか、そういったことを含めてお願いしたいと思います。

○**楠原山村・木材振興課長** (事項) 林業・木材産業構造改革事業ですが、国からは構造改革事業として予算をもらっております。その内訳としまして、3は定住促進のコテージを整備するものであります。これが北郷町のほうで計画しておりますが、これ以外にも当初計画しておったわけですが、実施主体等の都合によりまして一部取りやめの事例があったことによる減であります。

4の木材産業構造改革事業ですが、これにつきましてもプレカット工場とか集成材の装置、製材施設の整備といったことを予定していたしました。製材業、プレカット工場などの事業者が実施するものへの補助でございますが、最近、需要者ニーズが大きく変化しているということ

で、一部着工を見送った案件がございまして、減額補正をお願いしたものでございます。

200ページの6の新生産システムですが、これは今、都城地区のほうで大型製材工場の体制整備をやっております。宮崎は基本的には柱中心の製材工場が多いわけですが、最近、乾燥材を使った小割りものへのニーズが非常に高まっているということで、この辺の変更計画を国にお願いしまして増額補正をしたものでございます。

○**榑藤委員** それから債務負担行為ですが、委員会資料の3ページ、これについては19年から20年まで1億2,000万ということですが、全体計画はもちろん変わらないんでしょうけど、もう一回これを説明していただければと思います。

○**金丸森林整備課長** ゼロ国債と申しまして、今年度の予算ではないけれども、国が次年度予算を保証しますという内示をいただくもので、県としては、債務負担を受けて20年度までかけて事業を実施させていただきたいと思っております。基本的には、20年度実施する予定の箇所だったところをこれに充当させていただいております。

○**榑藤委員** 十根川・三方界線ほか1路線とあるんですが、3つともゼロ国債的なものになるんでしょうか。

○**金丸森林整備課長** 十根川・三方界線につきましては、19年度の事業は、18年度の繰り越しで実施したところでございます。それともう1カ所は東郷町の長迫小原線というところですが、これは今年度事業を19年度実施して、20年度の分を今年度実施するというところでございます。どちらとも前年度から継続してやっておる事業でございます。

○**飯田環境対策推進課長** 先ほど榑藤委員に対しまして、入札が8月で予定が11月と申しましたけれども、18年の8月と18年の11月ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**外山委員** 松くい虫の被害がどうかということをお聞きたいんですが、最近、議会でも余りこの話が出てこない。一時は相当毎議会出てきたんですが、松くい虫の害の現状、状況をお聞ひします。

○**坂本自然環境課長** 松くい虫の被害の現状ということでござひます。松くい虫の被害につきましては非常に歴史が古うござひまして、昭和24年あたりを見ますと、県内でも約27万3,000立米という被害がござひました。これに対して約22万立米ぐらひ、伐倒焼却というか駆除をしまひておひます。ところが、最近、平成18年度を申し上げますと、被害量そのものが3,800立米程度に減少いたしておひます。したがひまして、これを処理する量も約500立米ということで減少いたしておひます。というような状況を見ますと、以前は松の林分が非常に多かつたわけですが、松くい虫の被害等によって県内では減少してきておひます。一つ事情としてあろうかというふうにおひます。ただ、県といたしまひては、例えば一ツ葉の海岸は非常に重要な松林でござひますので、空中散布もいたしまひすし、地上散布もいたしまひして、松くい虫の防除に努めておひるところでござひます。

○**外山委員** 減額は、薬が要らなくなってきたからかなと思ひますが、松くい虫の被害が減ってきた原因、防除が徹底されておひふうになったのか、それとも自然環境が松くい虫が生きにくい環境になってきたのか、それとも天敵があらわれてきたのか、いろんな原因がある

と思うんです。減ってきた原因はどういうふうにお考えでしょうか。

**○坂本自然環境課長** 減ってきた原因というのは、大きく申し上げれば、松の林分そのものが減ってきているということも一つあるかと考えております。ただ、近年、集中的に防除するところを定めておりまして、その区域につきましては徹底的な防除を行っておりますので、そういう中においては、防除のかがりがありまして被害量も減ってきておるのではないかと見ておるところでございます。

**○押川委員長** その他の報告事項を含んでございませんか。

**○坂口委員** 松くい虫に強いということで、スーパー松は系統選抜をやっておられるんですか。松くい虫自体もスーパー松に強い松くい虫というぐあいに進化していく可能性はないんですか。抜本的に松くい虫対策を考えないと、系統選抜でただ強いというのだけじゃ。自然界はそれが常なんですよね。それがあることを前提とすれば、それだけ大切な一ツ葉海岸だったら、こここそむしろ複層林なり、あるいは今土木のほうでヘッドランド工法といって砂浜づくりをやっています。サンドバイパスを考えながら土を入れていって、どういう樹種でも育つような海岸に入れかえていく。サンドバイパスといって、地先が延びれば延びるほど砂を取って、その砂を沖に出しては土を入れかえて浜を延ばしていく工法がありますよね、海岸保全とか。そういうのと総合的に考えなければ、本当にあそこの暴風防潮林が大切だということで、果たしてスーパー松一本でいいのかという心配を持っておりますから、関連で。

**○坂本自然環境課長** 松くい虫に強い松というお話でございますけれども、これは長年の系統

選抜の中で、要するに松くい虫に抵抗性を持つということで選抜されたものを、現在県でも幾つかの業者で育成をされておまして、例えばボランティアの方々が一ツ葉海岸に植栽すると。この前、森林管理署の話が新聞にも載っておりますけれども、こういう場合は意識的に抵抗性松を植えて海岸の松林を造成していくことをされておるようでございます。ただ、抵抗性松ということになりますと、結局単価も高いですし、量的にも少ない点もございまして、さっきおっしゃったような海岸の防災工事、3事業の中でも、海岸防砂林造成事業ということで、いわゆる防波堤の後背地の松林の造成に取り組んでおるところでございますけれども、この事業の中では、まだ抵抗性松を植栽するまでには至っていないところでございます。今後、おっしゃったようにそういうことを検討していく必要があるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

**○坂口委員** 聞きたいことは、抵抗性松、スーパー松は松くい虫被害を受けない松なのか。それとも、当初、クロマツに入ってアカマツだったですよね——僕らの子供のころはアカマツには松くい虫は入らないというのが定説だったんです。ところが入っていった。松食い虫にとっては生息環境が物すごく圧縮されてきたわけですから、他の領域に入ろうとしたときに、スーパー松に今後入ってくる懸念はないのかということですか。

**○坂本自然環境課長** 先ほども申し上げましたように、長い時間をかけて系統選抜、抵抗性のあるものを育成しておりますので、完璧にそれが100%抵抗性があるかと言われたら、私もその辺自信はないんですが、今後、抵抗性松は抵抗性が強いということで使っていくべきかとい

うふうに考えておるところでございます。

**○坂口委員** 自信がないと言いながら使っていくべきと言われると、問題意識を持たざるを得ないんですけど、もう少しそらの研究をびしっと詰めてから——全然進化のターゲットの中に入ってこないだけのそういったもの、DNAから何から違ったものなのか、突然変異的なものなのか、それともあくまでも系統の中で、ちょっと親が強かったからこの家系の人は風邪引きにくいよという程度のものだったら、今の考え方は非常に危険だと思うんです。積極的にそらの研究を詰めていく必要があると思うし、そこで間違いないと言えるものだったら、今の方向も基本的な方向として今後とも推進していいけど、その判断をやるのが大事だと思うんです。

**○寺川環境森林部技術次長** 今お話があった件ですけれども、抵抗性松、スーパー松につきまして、どの程度抵抗性が将来あるのか。正直言いまして、今、知見を持ち合わせておりませんので、これから研究してみたいと思います。

一ツ葉あたりの海岸林がどういう形で維持されるべきか考えますと、今、松というのは非常に県民の支持を得ている樹種という感じがいたします。それを広葉樹に変えていくほうがいいのか、あるいは松で守っていくべきかということも含めて考えていくべきだろうと思いますけれども、まずは、スーパー松はどのような状況で、将来性に対してどういう研究が今あるのかというのを調べてみたいと思います。

**○坂口委員** 僕はちょっと生ぬるいと思うんです。クロマツからアカマツへのように、例えば今の松林のクロマツならクロマツの一ツ葉海岸でも、常識的に、松くい虫が最初に付着するのは突出した大きい松ですよ。ところが、そう

いうのも残っていて、小さい隠れている松が枯れているケースもあるんです。その中でも強い弱いがあるけど、それが駆逐されていったら次に広がっていつているんです。そこらは理論立てられていないんです。松くい虫に出会いやすい松が最後まで残って、最後に駆逐されるのはなぜなのかとか、クロからアカに入ったのはなぜなのか。他の領域でも類似したことはたくさんあるんです。だから、今、知見を持ち合わせていないと言ったけど、幾つかの経験則は持ち合わせているんです。それから推測をされることは。

県民が松の木を望むからということは、県民は松の木で将来とも安定できるということを前提で信じているんです。県の方針を。だから、松が残せるなら松がいいんだけど、「松はいつかまたやられるかもしれないけど、よろしいですか」という県民世論じゃないです。その判断は非常に自分らに身勝手な短絡的な判断で、しかも宮崎は松くい虫の先進県でしょう。だから、そういった情報を収集しながらなんていう受動的なことじゃなくて、もうちょっと能動的な方針を出すべきと。これは大きい基本的なところでその判断をしておかないと、将来間違いを起こす可能性がありはしないかということなんですけど、ちょっと甘いような気がするですね。

**○坂本自然環境課長** スーパー松として選抜された経緯を少し申し上げますと、実際に松くい虫の……。

**○坂口委員** やり方は知っているんです。それで絶対保証できる松なんだというのか、将来、松くい虫が強くなればまた枯れるかもわかりませんよということなのか、単純なことを聞いているんです。ただ、えらい理屈づけてくるから、

僕も理屈を言うだけ。

○寺川環境森林部技術次長 将来的にどうなるかというのは研究してみないとわかりませんので、それは調べてみます。それを踏まえて考えていきたいというふうに思います。

○権藤委員 私たちみんなで考えなきゃいかんのかなと思うのが、仕分け委員会との関連です。当初予算は足りない足りないということでことしも言っていますが、3月の議会になると減額補正ががばっと出てくるというようなこと、これはやむを得んのかもしれません。そういったことの理由を、私どもから見ると、私どもがチェックできなくて、仕分け委員会の中でチェックをされるということは、私どもの調査とか審議の力がないからじゃないかと見られる向きもあると思うんです。

そういう意味で、あのデータをどういう形で財政が集約して40名の仕分け委員の方に資料を提供して、どういう議論をしているのかということがあると思うんですが、我々は少なくとも5つの常任委員会に分かれてこれを議論しているわけですから、もっと専門的な情報とか議論があってしかるべきだと思うんです。そういう意味で、今後の事業仕分けに出されるような情報を私たちにも出していただかないと、疑念を持つという意味では、一昨年来の裏金といますか不適正な会計処理があってから、皆様方と私どもの信頼関係が少し崩れているんじゃないかと思うんです。そういうものをベースに、私どもにも提供していただく情報を仕分け委員会にも出していただくということにさせていただかないと、我々がここで予算の審議をし、あるいは減額が適切かどうかという議論をしていくときに、常任委員会等の重みがなくなってくると思うんです。そういった意味で、言いにくい情

報も開示してもらって、我々の判断が誤らないような予算審議のあり方、決算のあり方であるように、執行部の皆さんもぜひ、こういう時代ですので、よろしくお願ひしたいということをお望みしたいと思います。

○満行委員 国際会議についてですけれども、本県がこの国際会議にかかわるメリット。2つ目は、宮崎で開催する意義をお聞きしたいと思います。

きょうは見えていらっしゃいますが、有馬所長が会長と。国際会議の会長を宮崎県の施設の代表がされるということは、御苦労も多いし、大変だろうとは思いますが、その2点について、PRみたいな感じでしょうけど、お聞きできればありがたいと思います。

○有馬木材利用技術センター所長 当宮崎県が国際会議をやる意義と木質構造の意義という点でございます。まず、世界的に見てどうかということでありましてけれども、世界的に見たときに、木材の利用というものが、地球環境の保全、省エネルギー等を含めて、非常に重要な位置づけにあるということは、皆さん感じているところでございます。そういうところから考えますと、木質構造を主としてやっている国は、今までは北米、ヨーロッパ、ニュージーランド、オーストラリア、こういうところでありましたけれども、日本も当然その例に外れないわけでございます。そういうことで、まず日本でやるということについては、基本的には何も問題がないと思います。

それと、木質構造の研究者のレベルでございますけれども、過去ここ3～4回の国際会議を見ましても、参加者を見ますと、一番多いのは当然開催国でございます。2番目に参加者が多いのが日本でございます。そう考えますと、い

つまでも日本がお客さんの顔をしていいということにはなっていなかったということも大変重要な位置づけでございます。それと、ヨーロッパ、アメリカを中心とした木質構造というのが一つあるわけでございますけれども、日本の持っている木質構造の技術的なレベルが大変上がってきている、若干違った側面を持ってきているということもあったかと思えます。そういう点で、特にこれは宮崎でございますけれども、宮崎が特に杉の主生産地であったと。世界の木構造というのはもっと比重の高いものででき上がっております。要するにこれぐらい成長の早い木ででき上がっている木構造というのは余りないわけでありまして。地球環境の面からも人工造林木というものの位置づけが大変重要になってきている。そう考えますと、宮崎というのが一つの見本になるであろうと。しかもそれが成長の早い、35年とか50年ぐらいで伐期が来るものが使われている木造というのはどうであろうか、こういうようなこともあったのではないかと考えておりますし、私どもが誘致をお願いするときに出したのも、木の花ドームであり、宮崎県の山の状況をごらんいただきました。その結果、宮崎に行こうということに決まったと考えております。これがまず宮崎でやるということで、決して他の地域にない力があるというぐあいに考えております。

それから、宮崎市でするということでありましてけれども、宮崎市でやる一番の大きな意味は、まず宮崎を見ていただくと、非常に素朴なことがございます。日本地図で見ていただいても、宮崎がどこにあるのか、外国の方はもちろん御存じありません。そういう点から考えますと、宮崎というのがどこにあるんだと、南九州にあるんだ、しかもそれが林業県だ。林業県であり、

木質構造の非常に先進的なことに努力しているということで、宮崎でやるということでございます。

それから、宮崎でやるメリット、非常に素朴なメリットと言ったほうがいいんでしょうか、それは、外国から300人ぐらいお見えになりますし、日本から200人ぐらいで500人、4日間お見えになりますが、その方々が宮崎に来ていただいて何らかのお金を落とさせていただくということもありませんし、橋通りを中心としました宮崎市街、大淀川を見ていただく、これは何よりも大きな意味を持つのではないかと。当然同伴者もいらっしゃいますので、その方々を含めますと、これは観光とはちょっと違いますけれども、観光にかかわることにも当然なろうかと思っておりますし、広い意味でいろんなことを知っていただくということでは、何とかそのあたりを知っていただくように努力しようというぐあいに考えておるわけでございます。果たしてそうなるかどうかということは、これからの努力次第でございます。

○押川委員長 それでは、御意見もないようでありますから、以上をもちまして環境森林部を終了させていただきます。

執行部の皆さん、御苦労さまでございました。  
暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午後1時2分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連の議案等の説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお問い合わせをいたしたいと思えます。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、左側の説明項目をごらんいただきたいと思っております。本日、農政水産部からは、議会提出議案3件、報告1件を予定いたしております。

まず、資料1ページでございますが、平成19年度2月補正予算についてでございます。平成19年度歳出予算課別集計表の課の欄の2つ横、補正額の欄をごらんいただきたいと思っております。まず、一般会計で合計56億9,953万9,000円の減額補正をお願いいたしております。これは、災害復旧事業費に係る査定及び割当額の確定に伴う変更や、その他国庫補助事業決定に伴う所要の変更に伴うものでございまして、補正後の額は、一般会計411億6,337万6,000円となります。また、特別会計でございますけれども、合計87万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、特別会計5億4,859万8,000円となります。一般会計、特別会計を合わせました農政水産部全体の補正額は、一番下の欄に記載しております56億9,866万8,000円の減額で、補正後の額が417億1,197万4,000円となります。

これら補正予算案の詳細につきましては、後ほど関係課長から御説明いたします。

次に、資料2ページをごらんください。平成19年度の繰越明許費についてでございます。一番下の欄に記載しておりますが、農政水産部合計で、19の事業、338カ所、60億3,399万1,000円をお願いいたしております。これらは、一番右の欄にある繰越理由に記載しておりますとおり、事業主体において事業が繰り越しになるこ

と、関係機関との調整に日時を要したこと等により、翌年度への繰り越しを余儀なくされたものであります。繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら早期完了に努めてまいりたいと考えております。

以上が議会提出議案でございます。

次に、3ページをごらんください。県有車両等による事故等の損害賠償額が決定いたしましたので、御報告いたします。内容につきましては、ここに記載されているとおりでございます。農政水産部といたしましては、職員の交通安全に対する意識の啓発に努めているところでございますが、今後とも厳重に指導してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○玉置農政企画課長 農政企画課でございます。

平成19年度2月補正について御説明申し上げます。お手元の白い冊子、歳出予算説明資料の青いインデックス「農政企画課」のところ、245ページをお開きいただきたいと思っております。農政企画課の2月補正額は、一般会計のみで、2億9,295万7,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予算額につきましては、右から3番目でございますけれども、24億7,535万円となっております。

それでは、主な内容につきまして御説明申し上げますけれども、1枚めくっていただきまして、247ページをお開きください。上段の（事項）職員費1億6,911万1,000円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、現業職員の任命がえや総務事務の一元化などによりまして、職員の配置がえ等に伴う職員数の減でございます。なお、各課の職員に係る減額補正につ

きましても同様の理由によるものでございますので、各課の説明の際には省略をさせていただきます。

続きまして、一番下の段にあります（事項）新みやざきブランド推進対策事業費でございますけれども、1億127万7,000円の減額補正になってございます。これは、本県の農畜産物の残留農薬や機能性成分、土壌成分等を総合的に検査、調査するために今年度整備することといたしてございました、JA、宮崎経済連、農畜産物総合検査センターの国庫補助決定等に伴います減額補正でございます。

続きまして、248ページをお開きいただきたいと思えます。上から2段目の（事項）総合農業試験場管理費というのがございますけれども、793万8,000円の減額補正となっております。これにつきましては、試験場の維持管理に係ります費用の執行残ということで減額補正になってございます。

以上が農政企画課でございます。

**○岡崎地域農業推進課長** 地域農業推進課の御説明をいたします。

249ページをお願いいたします。地域農業推進課の2月補正額は、一般会計で4億3,563万6,000円の減額、特別会計で867万7,000円の減額、合わせまして4億4,431万3,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予算額は、右から3番目の欄ですけれども、35億5,327万円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

めくっていただきまして、251ページをお願いいたします。まず、中ほどの（事項）農業会議・農業委員会費599万6,000円の減額についてであります。これは主に、農業会議会議員手当

及び市町村農業委員会への交付金について、国の補助決定等に伴い減額をいたすものであります。

次に、一番下の（事項）青年農業者育成確保総合対策事業費3,562万2,000円の減額についてであります。これは主に、就農支援資金への繰出金の減額によるものであります。

252ページをお願いいたします。中ほどの（事項）農業経営構造対策事業費1億5,849万7,000円の減額、さらに次の（事項）新山村振興等農林漁業特別対策事業費1億4,479万3,000円の減額についてであります。これら2つの事業につきましては、事業主体における事業の見直しや入札執行残に伴う減額であります。

253ページをお願いします。（事項）農業大学校費2,514万6,000円の減額についてであります。これは、農業大学校におきます学生食堂の炊飯業務委託料の入札執行残に伴う減額補正、及び施設の修繕費が増加したことなどによるものであります。

次に、（事項）農地保有合理化事業費2,487万6,000円の減額についてであります。これは主に、農業振興公社及びJA等農地保有合理化法人に対する国の補助決定等に伴う減額及び農業後継者育成基金協会との統合による事業費の節減によるものであります。

254ページをお願いいたします。農業改良資金特別会計、（事項）就農支援資金対策費867万7,000円の減額についてであります。これは、新規就農者が新たに農業経営を開始するために必要な資金を無利子により貸し付けをするものであります。貸付額が計画を下回ったことに伴い減額いたすものであります。

地域農業推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○米良営農支援課長 営農支援課でございます。

歳出予算説明資料の255ページをお願いします。営農支援課の2月補正額は、一般会計分で2億1,693万9,000円の減額、農業改良資金特別会計分で598万9,000円の減額で、合計しまして2億2,292万8,000円の減額をお願いしております。したがって、2月補正後の最終予算額は25億9,501万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

257ページをお開きください。一番下の（事項）農業改良資金対策費3,107万2,000円の減額についてであります。これは、貸付金の減に伴い特別会計の繰り出しが不要となったことによるものでございます。

次に、258ページをお開きください。（事項）農業金融対策費でございますけれども、7,580万9,000円の減額についてであります。これは、農業近代化資金などの各制度資金に係る利子補給額や貸付額が確定したこと等によるものでございます。

次に、260ページをお開きください。農業改良資金特別会計の（事項）農業改良資金対策費598万9,000円の減額についてでございます。主な理由は、1 貸付金の1億3,500万円の減、4 繰出金の4,416万5,000円の増、5 償還金の8,833万1,000円の増によるものでございます。

これら以外の事業につきましては、いずれも執行残及び国庫補助決定等による補正減でございます。

営農支援課は以上でございます。

○小八重農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料261ページをお開きください。農産園芸課の2月補正額は6億6,880万9,000円であります。補正後の額は、右から3番目ですけれども、24億6,850万5,000円であります。

主な内容について御説明いたします。

263ページをお開きください。（事項）強い産地づくり対策事業費であります。この事業は、国の強い農業づくり交付金により農産物の生産性の向上を図るため、野菜、花き及び果樹に係る低コスト耐候性ハウスや集出荷貯蔵施設、茶の防霜ファンや複合管理機等の条件整備を行う事業であります。それぞれの事業執行に当たり、一部で、事業主体である集団等の都合によりやむを得ず事業を中止したものや事業規模の縮小を行ったものがあつたこと、また、事業主体の入札に伴って執行残を発生したこと等により、合計で3億1,731万5,000円の減額となったものであります。

続きまして、一番下の（事項）元気みやざき園芸産地確立事業費の1,090万の減額であります。次のページをお開きください。1の産地構造改革促進事業は、県単独事業として野菜の品質向上を図るための機能強化型のハウス整備や、重油価格高騰の対策として導入される省エネルギー施設等の整備を行う事業で、813万9,000円の減額です。また、2の個性あふれる産地育成支援事業につきましては、高付加価値化、効率化を図るための機械施設等の導入を支援する事業で、240万1,000円の減額で、いずれも事業主体の入札に伴う執行残によるもので、3の推進事務費、減額36万を合わせて1,090万の減額をお願いするものであります。

続きまして、中ほどにあります（事項）青果物価格安定対策事業費の3億795万4,000円の減

額についてであります。この事業は、野菜価格の低落時に生産者に対して価格差補給金を交付し、農家経営の安定等を図るものであります。前年度の平成18年産の野菜の価格が、台風等の影響等もあり単価が比較的高値で推移したこと等から、補給金の交付が少なく減額となったものであります。

最後に、265ページの（事項）特用作物生産改善推進費の698万の減額についてであります。この事業は、葉たばこ農家の経営基盤強化を支援し、葉たばこ経営の安定と日本一の産地としての確固たる地位の維持を図るものであります。葉たばこ農家が2年続きの台風等の被害により不作となったため、事業中止地区や事業規模の縮小地区が発生したことにより減額となったものであります。

農産園芸課は以上であります。

#### ○荒武畜産課長 畜産課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の267ページをお願いいたします。畜産課の2月補正額は8億1,275万7,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は40億2,708万3,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

269ページをお開きいただきたいと思います。中段の（事項）畜産経営環境保全事業費の8,222万3,000円の減額についてであります。主な減額理由としましては、1の家畜排せつ物管理・利用推進対策事業におきまして、当初予定しておりました処理施設整備地区が、国の直接採択事業や他の交付金事業等で整備されたこと等によるもので、国庫補助決定に伴う減額でございます。

次に、270ページをお開きください。上段の

（事項）畜産団地整備育成事業費の984万7,000円の減額についてであります。1の肉用牛振興施設整備事業において牛舎整備に係る事業費の確定によるもので、国庫補助決定に伴う減額でございます。

次に、中段の（事項）酪農振興対策費の2,716万2,000円の減額についてであります。主な減額理由といたしましては、4の力ある酪農地域づくり推進事業において搾乳ユニットの整備を計画しておりましたが、事業申請の取り下げがあったこと、及び5の酪農経営活性化事業において学乳事業の啓発資料等の事業費の確定によるものでございまして、国庫補助決定等に伴う減額でございます。

次に、下段の（事項）養豚振興対策費の3億6,362万7,000円の減額についてであります。271ページをごらんいただきたいと思います。主な減額理由としましては、1の肉豚生産効率化施設整備事業において、当初予定しておりました養豚施設整備箇所が国の直接事業に採択されたことや、翌年度の事業実施となったこと等によるもので、国庫補助決定等に伴う減額でございます。

次に、その下の（事項）養鶏振興対策費の1,582万2,000円の減額についてであります。主な減額理由としましては、3の「みやざき地頭鶏」ブランド対策事業において原種鶏舎整備事業の入札執行残の確定によるもので、国庫補助決定等に伴う減額でございます。

次に、下段の（事項）畜産物価格安定対策事業費の1,252万8,000円の減額であります。272ページをお開きください。主な減額理由としましては、4の肉豚価格安定基金強化対策事業において肉豚の契約頭数の減少によるもので、事業費の確定等に伴う減額でございます。

次の（事項）飼料対策費の8,376万1,000円の減額についてであります。主な減額理由としましては、4のゆとりある自給飼料生産体制緊急整備事業において自給飼料生産機械の整備を計画しておりましたが、他の事業の活用や事業の申請の取り下げ等により事業実施地区が減少したこと、6の自給飼料確保対策事業において飼料倉庫の整備地区数が申請の取り下げ等により減少したもので、国庫補助決定等に伴う減額でございます。

次に、下段の（事項）家畜防疫対策費の3,722万7,000円の減額についてであります。273ページをごらんください。主な減額理由としては、3の高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業において、鳥インフルエンザの早期終息に伴いまして損害額が見込みより少なかったことにより、経営支援に要する経費が減少したことや、動力噴霧器の整備、石灰散布等の事業費の確定によるもので、国庫補助決定等に伴う減額でございます。

次に、中段の（事項）家畜保健衛生所費の2,497万円の減額についてであります。主な減額理由としましては、2のみやぎの畜産を衛る家畜保健衛生所機能強化事業において、検査等整備に係る用地購入の事業費が確定したことに伴うものでございまして、執行残に伴う減額でございます。

畜産課については以上であります。よろしくお願いたします。

**○佐藤農村計画課長** 農村計画課でございます。

お手元の平成19年度2月補正歳出予算説明資料の275ページをお開きください。農村計画課の2月補正額は7,952万4,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予

算額は52億7,441万7,000円となっております。

それでは、補正内容について御説明いたします。

資料の277ページをお開きください。まず、下段の（事項）国土調査費であります。1,102万5,000円の減額をお願いしております。これは、国庫補助が減額決定されたことに伴う補正であります。

資料の278ページをお開きください。次に、（事項）土地改良計画調査費であります。293万9,000円の減額をお願いしております。これは、国庫補助が減額決定されたことに伴う補正であります。

次に、（事項）大規模土地改良計画調査費であります。233万3,000円の減額をお願いしております。これは、国庫委託等が減額決定されたことに伴う補正であります。

次に、中ほどの（事項）土地改良事業負担金であります。3,992万5,000円の減額をお願いしております。これは、国営事業費等の減額確定に伴い、県の負担額を減額するものであります。

農村計画課につきましては、以上であります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

**○原川農村整備課長** 農村整備課であります。

279ページをお開きください。農村整備課の2月補正は27億1,450万2,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は153億4,983万5,000円となります。

主な補正内容について御説明いたします。

281ページをお開きください。上から5行目の（事項）農業農村振興対策事業費でございます。4,463万1,000円の減額補正をお願いしております。主な内容につきましては、3の農村振興支援事業の本年度完了地区におきまして、

事業主体である延岡市が発注した工事で低入札により執行残が生じたことなどによるものでございます。

次の（事項）公共農村総合整備対策費でございますが、4,469万8,000円の減額補正をお願いしております。主な理由につきましては、1の農村振興総合整備事業において、事業主体である市町村から地元調整などの理由により減額申請がなされたことなどによるものでございます。

282ページをお開きください。中ほどの農地集団化事業促進費でございますが、3,556万7,000円の減額補正をお願いしております。主な理由につきましては、2の県営土地改良事業に係る換地清算金の確定によるものでございます。

一番下の（事項）公共土地改良事業費でございますが、1億294万8,000円の減額補正をお願いしております。主な理由につきましては、1の県営畑地帯総合整備事業におきまして、共有地の取得手続に時間を要したことにより工事の今年度施工を見送ったことや、2の県営経営体育成基盤整備事業におきまして、埋蔵文化財調査費の地元負担分を文化庁が負担したことなどによるものでございます。

次に、283ページをごらんください。一番上の（事項）公共農道整備事業費でございますが、2,982万2,000円の減額補正をお願いしております。主な内容は、詳細設計の見直しによるコスト縮減、用地買収に係る相続処理のおくれから、一部区間の今年度施工を見送ったことなどによるものでございます。

次の（事項）ふるさと農道緊急整備事業費でございますが、1,500万円の減額補正をお願いしております。主な内容につきましては、本年

度完了地区におきまして、工事施工計画の見直しによりコスト縮減が図られたことなどによるものでございます。

一番下の（事項）公共農地防災事業費でございますが、5,055万8,000円の減額補正をお願いしております。主な理由は、次のページの2の県営急傾斜対策事業の本年度完了地区におきまして、水兼農道の縦断勾配の見直しによる舗装構成の変更、コンクリート舗装からアスファルトに変更した。また、土どめ工などの附帯工事を削除したこと。また、5の県営農業用河川工作物応急対策事業、これも本年度完了地区でございますが、低入札により執行残が生じたことなどによるものでございます。

次に、284ページでございます。一番下の耕地災害復旧費でございますが、23億7,710万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、今年度の災害発生が見込み額を大幅に下回ったことによるものでございます。

農村整備課につきましては、以上でございます。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の平成19年度2月補正歳出予算説明資料の285ページをお開きください。水産政策課の2月補正額は、一般会計で1億7,211万3,000円の減額、沿岸漁業改善資金特別会計で1,553万7,000円の増額、合計で1億5,657万6,000円の\*減額補正をお願いしております。なお、2月補正後の予算額は、右から3列目でございますが、一般会計、特別会計、合計で18億7,395万5,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

※29ページに訂正発言あり

287ページをお開きください。初めに、下段（事項）水産金融対策費1,850万3,000円の減額についてでございます。これは、漁業近代化資金を初めとする各種貸付金におきまして、一部繰り上げ償還があったことなどにより利子補給額が減少したことによるものでございます。

次のページをお開きください。下段（事項）漁業調整費623万6,000円の減額についてでございます。これは、主に漁業調整費で予算措置しております職員の人件費につきまして、人数が3名から2名に減員したことや、海区漁業調整委員会等運営費の執行残でございます。

次のページをごらんください。上段の漁業取締監督費1億1,182万8,000円の減額についてでございます。説明欄の2の宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金1億300万円の減額でございますが、これは、財団法人宮崎県内水面振興センターの経営安定強化を図るために短期運転資金の貸し付けを行っておりますが、現在のところ見込みどおりの財務状況でありますことから、貸付金の執行残分を減額するものでございます。

次に、4の宮崎県内水面振興センター経営安定対策積立金補助金400万円の増額でございます。これは、内水面振興センターの重要な財源でありますシラスウナギの採捕収入につきまして、とれる量や価格が自然条件や他県の採捕量に左右されるなど非常に不安定な面がございます。このため、内水面振興センターでは、平成11年度に経営安定対策積立金を創設して毎年積み立てを行っているところでございます。本年度も社団法人宮崎県シラスウナギ協議会から、内水面振興に活用していただきたいと県に400万円の寄附がなされましたので、寄附の趣旨に添いまして積立金の積み増しを行うものであります。

この結果、センターの経営安定積立金は6,000万円となる見込みでございます。来シーズン以降も、センター及び一般採捕者による採捕により県内産種苗の安定供給に努めたいと考えております。

次に、中段（事項）水産試験場管理費1,338万9,000円の減額についてでございます。これは主に、水産試験場が管理する漁業調査取締船の定期検査及び漁船保険の執行残によるものでございます。

次のページをお開きください。特別会計の（事項）沿岸漁業改善資金対策費1,553万7,000円の減額補正についてでございます。沿岸漁業改善資金特別会計につきましては議案第46号として提出させていただいておりますが、このページで説明をさせていただきます。補正内容でございますが、平成18年度の繰越金が確定し歳入が増加したことにより、これを補正するものでございます。

水産政策課は以上でございます。

**○関屋漁港漁場整備課長** 漁港漁場整備課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の291ページをお開きください。漁港漁場整備課の2月補正額は、3億630万2,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予算額は40億9,454万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

294ページをお開きください。一番上の（事項）漁業振興特別対策事業費の3,469万4,000円の減額についてであります。これは、細島港の整備に伴い関係漁協に漁業振興対策を実施しておりますが、その事業費の決定に伴う執行残を補正するものであります。

次に、中段下の（事項）水産基盤（漁港）整備事業費の663万1,000円の減額についてであります。これは、1の広域水産物供給基盤整備事業において事業費が決定したことに伴う補正であります。

次に、295ページをごらんください。一番上の（事項）漁港災害復旧事業費の1億9,202万2,000円の減額、及び次の（事項）水産施設災害復旧事業費の6,433万1,000円の減額についてであります。この2つの事項につきましては、今年度は漁港や水産施設の災害が少なかったことによるものであります。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○桑原水産政策課長** 水産政策課でございます。

先ほど私の説明の中で、沿岸漁業改善資金対策費1,553万7,000円の「減額補正」と間違えて申し上げましたが、1,553万7,000円の「増額補正」でございます。訂正させていただきます。

**○押川委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案についての質疑を受けたいと思います。先ほど部長のほうから19年度の繰越明許費並びに損害賠償等の額を定めたという説明がありましたから、あわせて議案の中で質問を受けたいと思います。質問のある方はよろしくお願いいたします。

**○中野委員** 247ページ、先ほど説明がありましたが、新みやぎきブランド推進対策事業費、当初予算の約40%が減額されております。特に「みやぎきブランド」安全・安心総合推進体制整備事業ということで、安心・安全のこの時代に大幅に減っているわけですが、もう一度具体的に説明していただけますか。

**○玉置農政企画課長** これは19年度の予算で、今まで経済連とか単協がやってきた検査につきまして、統合してJA宮崎経済連農畜産物総合検査センターを構築するというものでございます。これにつきましては、ここにありますように事業費ベースでは4億円の事業でセンターの建設をしていこうといったものでございました。このセンターの建設に当たっては、併設する家畜診療所とか予約販売所といったものも事業対象と考えて設計いたしました。国庫事業でございますので国と協議をしてきたところでございます。ただ、販売施設等につきましては国の協議の中で事業対象とならないという判断を受けましたので、こういった施設につきましては補助対象外ということで、その分の減額ということでございまして、実際の検査システムについてはきちっと整備をして、引き続き、日本一の残留農薬検査体制につきましては強化が図られると。それ以外の附属した部分について計画をしていたものの、協議の中で対象外とされたということでの減額でございます。

**○中野委員** そうすると、事業費総額の4億円は、経済連は計画どおり支出されたということですか。

**○玉置農政企画課長** 経済連単独でやる部分についても、ここにのらなかった分は経済連単独としてお金を出して、その場所に整備をするという形になります。

**○中野委員** ぬか喜びをしたというわけですね。補助金がたくさん来るつもりで始めたのに、実際は補助対象でないところが多かったということですね。余りにも差が大きかったものだから。

それと、損害賠償額を定めたことについて、全体で6件あるうちの4件、約67%が農政に関

係する分ですけれども、一番最後のアスレチック広場での事故、具体的には遊具か何かでの事故だったのでしょうか。また、遊具のいろいろ問題がありましたよね。その後の整備はされているのでしょうか。

**○岡崎地域農業推進課長** これにつきましては、農業科学公園内のアスレチック広場内にスライディングバーという、棒がありまして上から子供が滑りおりの施設がございます。それで小さい子供が遊んでいるときに頭をぶつけたということでございます。ちょっと縫いましたけれども、既に子供さんは退院して、特に後遺症等ないということです。これにつきましては危ないので撤去されております。

それから、公園施設内のいろんな遊具につきましては、安全基準の点検をいたしているところでございます。

**○中野委員** 事故があったほうは撤去ということですが、もともと危険性のある遊具だったんですか。今の説明では普通あるような遊具だと思いますが。

**○岡崎地域農業推進課長** 専門に見てもらって点検をしているんですけれども、そのときには特に危険であるという指摘はなかったものでございます。例えば板が腐っていたとか、あるべき防護さくがなかったとか、そういうものではなかったものでございます。

**○井本委員** 何が悪かったのか。

**○岡崎地域農業推進課長** 目撃者がいなかったものですから詳しくはわからないんですけれども、小さい子供さんだったので、親御さんが目を離したすきに滑り台の後ろで頭を打ったということでございます。

**○井本委員** 故意か過失かあればどうしたって認めにゃいかん。遊具に瑕疵があれば、それは

どうしても認めにゃいかんということだけど、どんな施設でも使い方によってはけがします。それで危険だ危険だと何もかもけよったらですよ。教育というのは、今ある段階から少し上を、少し上をとだんだん大きくなっていくわけです。だから、少し上を目指すにはちょっと危険なものに挑戦せなやかん。その上からまたちょっと上のものと、少しずつ危険なものへ危険なものへと挑戦していくのが成長ということです。それを危険だから何もかもなくなったら野っばらだけになってしまう。野っばらも歩きよったらひっくりかえったとか、それもやめさせないといかん。何もかも撤去していいものかと思うんだけど、通常に使えば何も問題なかったものなんでしょう。

**○岡崎地域農業推進課長** 業者による安全点検のときには特に指摘を受けておりません。ただ、けがをされた子供さんが5歳ということで、小さかったということもあるかと思うんです。

**○井本委員** この負傷事故で損害賠償を認めたいですね。こっちが悪かったということを確認したわけでしょう。

**○岡崎地域農業推進課長** 県が管理している施設ですので、瑕疵があるないにかかわらず、これについては損害賠償が生じるということでございます。

**○井本委員** 管理していたら、そこでけがしたら全部そうなるわけですか。

**○岡崎地域農業推進課長** 管理している施設につきましては、そういう責任が生じるということでございます。

**○井本委員** 法律家がそうやって言うんですか。

**○岡崎地域農業推進課長** 担当している部署に確認したところ、そういうことでございます。

○井本委員 部署じゃなくて、法律家がそう言っているかと私は言っているんです。

○岡崎地域農業推進課長 担当している部署、総務課の法制のほうになりますので、そこで検討していただいた結果ということでございます。

○井本委員 何でもかんでも認めたら、県庁の中でだれも見えないところでひっこけてひっくりかえって、これは県の施設だよ。そのときは認めにゃいかんということになりかねんと。どうなの、大丈夫なの。何でんかんでんそんなふうに認めて。故意、過失というのが基本原則ですよ。何らかの瑕疵があるなりすれば過失を認定させることになるわけでしょうけど、何もなくて管理しておったらそれで終わりという考えですか。

○岡崎地域農業推進課長 そのような考え方だということ聞いております。

○中野委員 聞いておって私も奇異に感じましたが、これは当事者間だけの話し合いで、いわゆる示談、和解が成立して支払ったということですか。保険部分を支払ったというわけですか。自己負担部分を。

○岡崎地域農業推進課長 これにつきましては、県とけがをした保護者の間で損害賠償契約を結びまして、その金を支払いました。ただし、その金額につきましては、賠償保険に入っていますので、保険会社のほうから全額支払われております。

○中野委員 保険会社が支払ったから過失があったということで、ここに損害賠償を求めた額ということで載ったと思うんです。しかし、何も問題のない施設でけがをして、それが損害賠償の対象になって、保険とはいえ全額を支払った。すべてが過失責任があったと見られること

は、ちょっと問題に思います。

では、上の3件の交通事故は過失割合はどうだったんですか。過失分だけを支払ったんでしょうか。全面過失だったんですか。

○玉置農政企画課長 3件でございますけれども、一番最初の明石氏の分でございます。これは県が100%ということで人身損害額を払ったものでございます。2つ目の北田氏分でございますが、これについては保険会社の賠償審査会で県が1、相手方が9という形でなっておりますので、県の過失割合分の1の部分について損害賠償したものでございます。幸津氏分については、県と相手方の過失割合は100対0ということでございますので、100の分につきまして相手に損害賠償しているということでございます。

○中野委員 いわゆる過失割合は見て、その過失に従って支出をしているということですね。ちなみに、一番最初の100%の人身で支払った148万7,180円は、自賠償の範囲内での支払いだったんですか。

○玉置農政企画課長 自賠償の分でございますけれども、120万円につきまして自賠償の適用ということ、残りの分は予備費で充当するという形でやっております。

○中野委員 自賠償は無過失責任で支払いをするわけだから、本当に100%あったかどうかは、詳細にその事故の形態を見ないとわからないような気もいたしますが、いずれにしても北田さんの例を見れば、県が9対1で10%の過失があったから、その見合いだけ支払われたということで、過失割合は見ているということですね。たとえ金額は少なくとも、この遊具が100%全面責任があった。遊び道具がああ地から徹底されたというのは、疑問が残るところです。

○井本委員 具体的に、どんな遊具で、どんなふうにかがしたんですか。

○岡崎地域農業推進課長 アスレチックで階段を上って行って、中に棒なんか立っていて、それをくるくるとお回るやつがあります。ジャングルジムじゃないんですけども、木で階段を上るところから経路的につくってあって、それを上からおりてくる。そういうやつで後頭部をぶつけたというものでございます。名前はスライディングバーというものらしいです。

○坂口委員 そこで小学生なり中学生が同じような事故に遭ったときも、同じような結論になるんですか。100%県の瑕疵。5歳の子供だったからなのか。

○岡崎地域農業推進課長 19年の3月に中学1年生の女生徒が、同じ公園の中にフラワーハウスというのがありまして、自動で閉まるんですけども、それに頭を挟んでかがしたという例がございました。これにつきましても和解契約を被害者と締結して、全額、賠償責任保険のほうから支払われたということです。

○坂口委員 それは設備の安全基準を満たしたというところが違うから、それじゃなくて、同じような遊具で中学生あるいは大人がやったときどうなるかが聞きたいんです。というのは、駐車場の中で1割県に過失というのがあります。これは具体的にはどんな事故なんですか。幸津さんのやつ。

○玉置農政企画課長 幸津さんのやつは、県の職員が運転する車が、駐車場で駐車中の無人の車に接触したということで、県が完璧に100%。明石さんも、信号待ちをしていた相手の車に対して県の車が突っ込んだということで、これも100%。

○坂口委員 1対9というのは。

○玉置農政企画課長 1対9が北田さんのやつで、これは相手が原付自転車で、お互い走行中です。

○坂口委員 最初、科学公園をつくったときに、賛否両論、議会からもかなり指摘がありました。これは将来持ちこたえないというのと、36億の投資価値がないということで。僕は徹底して反対したほうだったんです。結果的につくった。そのときになぜこういう遊具施設をつくったのか、そのつくった目的です。例えば、動物との触れ合いをやるということでヤギとか飼ってたですよ。それもいつの間にか処分してしまっただけでなくなった。どんどんなくなって行って、言われるように最後は原っぱが残るだけです。あれだけの巨費を投入してつくった目的は何だったのかということです。遊具は何のためにつくったのか。検討せずに、将来なくなるか、あるいは邪魔者になるかもわからん。安易につくったのか。それとも、この遊具で子供たちにこうしようとかいう目的を持ってつくられたのかどうかということ、どうなんですか。

○岡崎地域農業推進課長 当時私もそこまで見ていませんので、確としたお答えができかねるんですが、ここは農業を知らしめる県の施設ということでつくっておりますし、また見えた方が、ただ単に芝生とか科学館だけじゃなくて、楽しめる場所ということもあったのではないかなというふうに考えます。自然に親しむ中で心と健康をはぐくむことを目的に、遊具施設も一緒につくったということでございます。

○坂口委員 だったんですよ。例えば、農大校の整備構想とあわせて、東南アジアのモンスーン地域のような条件の農業、将来の担い手まで育てるんだというのと、農業を理解してもらうために、触れ合いの場にして、強くたくまし

く自然と共生できる人を育てようという崇高な精神があったから36億投じたんです。動物園がなくなり、遊具がなくなり、プールも水を張れなくなり、将来はコンクリートが邪魔になるということで、恐らく芝にせざるを得んでしょう。何か間違っているんです。それは管理をびしっとしてないんです。

だから、5歳だったからどうなの、中学生ならどうなのと聞いたのは、5歳の子に遊ばせると危ないならば6歳以上なのか、親がついてなければこれはだめなんですよというのか。県がちゃんとそこに人を張りつけていたのを、どんどん切ってしまったんです。経費節減ということで、最初に節約ありきで。だから、本来の精神を生かせないところまで今来ているんです、財政の考え方というのは。目的を持ってつくったのなら、その目的を達せなくなったときにはどうやるかということを考えないと、じり貧でいって、最後には何だったのということになる。だから、この公園を今後とも責任持って成果を上げていこうというなら、僕は残すべきだと思うんです。残した上でどうやって事故を防ぐかということをやらないと。そこらに対してのもっと基本的なもの、総合的なものの考えとか、内部での検討とか、そういう危機感というのは持っておられないんですか、県は。

**○岡崎地域農業推進課長** 確かに、今、坂口委員がおっしゃったように当初つくっております。いろんな経費節減もありますし、今の農業を知らしめるということでは、農政水産部の持つ唯一の施設でございますので、そこを我々としては有効活用しなくちゃいけないということで、今年度、まず内部で、この施設の目的は何なのかということから検討を始めているところでございます。ただ、非常に難しい問題もご

ざいますので、残念ながら、1年間検討したんですけれども、最終的なまとめがまだできておりませんので、来年度も、経費の面、人の面、施設のあるべき姿、それから地域とのいろんな連携の面、こういうのも含めて引き続き検討していきたいというふうに考えております。

**○坂口委員** 例えば、一ツ葉のリゾートとか、アグロポリス構想に基づいたアグリトピア構想という大きい構想の中の核なんです。そこらのところを忘れてしまったらだめですよ。何もかも1つずつ休眠状態に持って行って全部なくしてしまうのか。それとも宮崎の農業のためのあそこの位置づけは何だったのか。では、あれをどう活用していけば投資したものを県民にお返しできるのかというものが欠けていると思うんです。

そんな中で、金が足りないから、1日6,000円ぐらいの日当も払えないんだということで現業の管理する人たちを外していった。それをなくしてしまうのが本当に県のためなのか。それでもだめなら財政課長を怒ればいいじゃないですか、東京を向いて仕事をするなど、宮崎を向いて仕事をしろ。一般質問でも出たじゃないですか、こんな消極予算でいいのかとか、もう少し銭の工面はできんのかとか、そういうところまで考えていかないと、今の県政は間違えてると思います。切っちゃだめなものは切っちゃだめですよ。あれは県民サービスのための拠点だったんです。宮崎の農業を日本一にするための、そして世界に向けて発信するための中核だったんです。西都・児湯圏域ではたった一つだったんです。アグロポリス計画にのっとった法整備まで含めてやった。だから、もうちょっとしっかり基本から考えて、でんと構えるところは構えて守ってほしいと思うんです。要望で終わり

ます。

○**榎藤委員** 251ページ、3,500万の減額ですが、説明をさっと聞いたんですが、もう一度お願いしたいと思います。

○**岡崎地域農業推進課長** これは、次の252ページが一番上、就農支援資金対策事業の2,487万6,000円の減額が主な理由でございます。これは県の一般会計から特別会計に繰り出しをしている額の分です。18年度の貸付金に不用額が生じたため、その不用額を繰り越したために、この額が不用になったというものでございます。

○**榎藤委員** 趣旨からすると、就農啓発や定着までの総合的な支援、青年農業者の育成云々とずっと説明があるんですが、これは当初予想した事業効果があったのかないのか、これではわからないです。今度の場合は減額補正をしますよということでもいいんだけど、当初予算で予想したものに対して減額ということで、その減額の手続は了としても、どうなっているのかわからないんですが、そのあたりはどうなんですか。

○**岡崎地域農業推進課長** 就農支援資金につきましては、特別会計の254ページにございまして、金額は、借受者の当初の計画が少し減少したために減っておりますけれども、当初の10人に対して10人ということで、効果については十分発揮されたものというふうに考えております。

○**榎藤委員** そうしますと、減額はするけれども、当初の期待した効果は出るんだという解釈でよろしいわけですか。

○**岡崎地域農業推進課長** この金額のマイナスは、あくまでも繰出金、特別会計へ持っていく金の減額でございまして、もともとの貸し付

けのための特別会計の就農支援資金のほうは、すべて要望を満たして貸し付けいたしております。

○**榎藤委員** 252ページで見ますと、農業振興費の3億3,200万の減額という中に――農業経営構造対策事業費が1億5,800万、新山村分1億4,400万が国庫補助で決定したということで、ぼんと減額になっているんですが、これを合わせると3億3,000万減額するわけですよ。それでも余り変わらんですよと。要するに当初の目標とか、去年からやってきた部分に比べると金額がふえるわけですか。18年度は20億ぐらいになるわけですか。補正後が19億7,000万ですから、18年並みになったような感じはするんだけど、こんなに増減があっても変わらないというのは――ちょっと観念ではいかなのですが。国庫で決定されたことは尊重しますが、効果が本当に何もないんだろうかという疑問がわくんです。そのあたりはどうですか。

○**岡崎地域農業推進課長** まず、農業経営構造対策事業費の1億5,000万余でございますが、これにつきましては、当初、6市町の8地区の計画が上がってきておりましたけれども、事業主体のほうでいろいろ精査しました結果、最終的に4市町の5地区ということになったために、国庫補助が減額されたものでございます。

新山振のほうの事業の1億4,000万でございますが、これにつきましては、特別対策事業から農山漁村活性化プロジェクト支援交付金というものに3町が乗りかえたと。この事業につきましては直接国が市町村に事務手続をとることから、県が通らないということで減になったものでございます。

○**榎藤委員** 今の説明で、6市町8計画というのが4市町5計画という形で乗りかえた分を含

めて、当初目的としたことはちゃんとできますよと、枠の組みかえ等を含めてですね。そういう理解でよろしいんですか。

○岡崎地域農業推進課長 事業主体のほうで内容をいろいろ見た結果、この面でも難しいということもあってこういう形になったということで、当初の効果は達成したものというふうに考えております。

○榎藤委員 それから、260ページの説明の欄を見ますと、貸付金が1億3,500万減っている。繰出金は4,400万ふえた。償還金も8,800万ふえたということのようなんですが、これとその事業目的を達したかどうかというあたりとの関係をもう一度お願いしたいんですが。

○米良営農支援課長 まず、貸付金1億3,500万円の減でございますけれども、当初、この農業改良資金は2億の融資枠で設定をしております。実際、貸し付けの希望があったのが6,500万ということでございまして、その分を減額するというところでございます。したがって、2億円の枠の中での財政の手当てをしておりますので、先ほど申し上げましたように一般会計からの繰り出しをゼロにする。あるいは、ここにありますように繰出金と償還金——これは国と県が事前に貸し付けたものを戻すものでございます——に充てて、そちらのほうを増額しているということでございます。

○榎藤委員 それから、18年度は終わっておるわけですが、最終予算と補正後予算を見てみますと、6,000何百万、19年度のほうが金額が大きいわけですがけれども、その分だけ事業的には充実したということなのかどうか。

○米良営農支援課長 最終的にはその年度年度の貸付金が幾らあったかということでございまして、平成18年度は本年度よりも少ない1,000

万程度でございました。農家等の事情で年度年度で貸し付ける金額が違っているということでございます。

○榎藤委員 次に進みます。263ページです。強い産地づくり対策事業費は、国庫支出金が確定したので3億ほど減額をするということですが、トータルとしてはどんなふうに見たらいいのか。例えば、18年度は18億4,100万円が最終予算ですと、それに対して補正後は21億9,600万ですというようなことで、単年度の事業じゃないんですね。そういう金額の比較はできないのか。あるいは私が心配するのは、減額というのがどういうふうに解釈したらいいのか。

○小八重農産園芸課長 強い産地づくり対策事業費ですけれども、これは単年度で動いています。今、委員のおっしゃった金額は農作物対策費ですが、その中の国庫事業の強い産地づくりとしては、その下にあります、18年度は最終で約7億5,000万、今年度は12億3,000万と。19年当初は16億ぐらいを見込んでおったわけですがけれども、先ほど説明しましたように、事業をやるとうとする集団が、国庫事業ですから3戸以上のグループじゃないとハウスが建ちませんので、1戸どうしても病気になったとかで、この年度に事業が進めなかったということが一つです。それと、当然入札にかけますので、その入札によって随分金額が減るということもあります。これは先ほどの野菜と花と果樹とお茶の3つの事業をこの中でします。トータルすると3億という大きい事業になりますけれども、それぞれの申請されている人にとっては、事業としては単年度で目的を達しているのと。

○榎藤委員 余りわかりませんが、次に進ませてもらいます。

それから、私たちは金額が大きいものを見る

とちょっとびびってしまうんですが、269ページの畜産振興費が減額補正で6億というものが出てきているんですが、これは幾つかの事業で端的に表現するのは難しいのかもしれませんが、年初予算に比較して6億という金が減額されて、大変な修正のような気もするんですが、当初予想したものと比較しての減額後の事業展開、そういうものの評価を含めて説明してください。

**○荒武畜産課長** 御指摘の畜産振興費の約2億8,000万円の減額ですけれども、これについては県を通らずに国が直接採択する事業というのがございまして、この事業に乗りかえたものでございます。それで、残りの1割強の約8,000万円程度は、入札残で事業費そのものが減っている。残り4割の2億9,000万円残るんですが、このうちの2億1,000万円については養豚の施設なんですけど、地元の協議でなかなか19年度やれないということで、20年度の予算で計上させていただいているところでございまして、そういうことを考えますと、事業の目的はほぼ達成しておるんじゃないかと考えております。

**○榎藤委員** 次年度以降に繰り延べていく部分等があるんですよという説明を聞くと、期間が延びただけでいいのかなと少しは安心するんですが、そういったことで一応わかりました。

それから、大変失礼な話なんですけど、284ページ、災害の発生がなくて下回ったというのはいいことなんですけれども、災害の想定の仕事というのは前年実績か何かでずっとやっていくんですか。5年間の平均とかではなくて、前年度の実績で当年度はゼロに近いということであって差が出るのか、そのあたりの当初見積もりのやり方。284ページの場合には23億という数字が出てきているものですから。

**○原川農村整備課長** 災害復旧費でございますけれども、災害復旧費は大きく2つに分かれてまして、災害が起こりますと基本的に3カ年で全部復旧することになっております。そういうことで、19年度の災害復旧費につきましては、19年度に発生した災害に対する復旧費と、17年、18年、過年度に発生した復旧費が2種類ございます。それで、今年度発生した復旧費につきましては、前年度と同額の予算計上しまして、その後発生の実績に応じて減額または増額補正するという方式をとっております。

過年度の分につきましては、基本的に3カ年で、1年目に85%、2年目に95%に持っていきまして、3年目に5%に持っていくというふうな基本的なパターンがございまして、それに応じて要求しているということでございます。19年度の過年度債につきましては、2年目が国のほうから想定よりたくさん割り当てがあったということもございまして、過年度分も減額補正ということでございます。過年度分については早目に終わったということで考えていただければいいんじゃないかと考えております。

**○榎藤委員** 今の説明を聞くと、17、18年度の方は85%とか消化した残りの分の見積もり、19年度分については3分の1という説明だったような気がするから、こんなに差が出ないのかなという気がするんですが、考え方はわかりました。この金額が余り大きかったので質問をいたしましたけど、時間の関係もあるし、次に進みます。

最後になりますが、289ページの内水面振興センターの関係で、説明はあったんですが、短期貸付金と、センターへ寄附を400万もらったのと、それを積立金にして、将来的には助成している金額との相殺をしていくだろうと思うんで

すが、そのあたりの考え方をいま一度お願いしたいと思います。

**○桑原水産政策課長** まず、短期貸付に係る部分でございますけれども、宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金のほうでございます。これは3億3,000万円の予算規模をもって貸付金を予算計上しております。19年度内水面振興センターの財務状況自体がさほど悪くないと——悪いんですけれども、シラスがきちんととれて売れたということもあって、貸付金自体の貸付額が3億3,000万円ではなく2億2,700万円で済んだということもありまして、残りの1億300万円を執行残ということで返すということが一つでございます。

もう一つの400万円の増額のほうでございますけれども、例年、シラスウナギ協議会のほうから内水面振興に役立ててほしいということから県への寄附がございます。それにつきましては、寄附の趣旨に沿いまして、内水面振興センターのほうに補正の形で増額をしているという趣旨でございます。いずれにいたしましても、内水面振興センターはまだ県にかかる債務等ございまして、今後とも節約等に努めて財務体質を改善していきたいというふうに考えております。

**○榎藤委員** 寄附金でもらった400万は、赤字の見積もりが3億3,000万とか2億2,700万というのがありますが、将来的にはそれと基金相殺か何かをしていくんですか。寄附があれば400万がたまっていきますよね。

**○桑原水産政策課長** 相殺の可能性自体、肯定も否定もできないんですけれども、400万円積み立てまして、今、6,000万円経営安定化のための基金があるわけでございますけれども、これは、シラスが極めて不漁になってしまったり、他県がかなり採捕がふえてしまって価格が下が

って経営が極めて不安定になったときの準備のための基金でございますので、まずはそちらのほうに充当しているという形になっております。

**○外山委員** 職員の給与費執行残、これを見ておると非常に多いような感じがするんですが、3課だけが執行残がなくて。当初、4月1日の最後までいかれたと思うんですが、代表して農政企画課長にお尋ねしたいんですが、農政企画で言うと1億6,900万、出先が多いからそういう金額なんでしょう。それから畜産課が1億3,500万、非常に多い。この執行残というのは、期中に職員が退職して、その給与が余ってきたからだろうと思うんですが、実態はどういうことなんですか。

**○玉置農政企画課長** 今回の執行残につきましては、まず、3つの試験場で現業職員の任用がえの研修等ございまして、19年度からは試験場で働いた現業職の方がほかのところへ出ていって一般職員として働く形になっているということで、現業職の人が40人ぐらいいるわけですが、その人たちが抜けたと。ただ、当初予算を組むときは、次の年の前の1月1日付の職員の構成によって予算を要求いたしますので、40人いるとして予算計上して、実際は40人の現業職の方が抜けて外へ出ましたので、その人の分が執行残という形で計上されるということで、その部分が大きいということでございます。

**○外山委員** 畜産課も同じようなことですか。

**○荒武畜産課長** 畜産課も畜産試験場を所管しておりますので、同じような理由でございます。

**○外山委員** そうしますと、試験場の組織がえということで、当初組んだ職員が要らなくなったということ。それ以外の退職者がありますよ

ね。全然ないところもあるんですが、例年こんな感じなんですか、期中の退職者は。

**○玉置農政企画課長** もう一つ特徴的なのは、19年度からの組織改正で総務事務センターというのができました。通常そういった総務事務については各課で1人ないし2人、主幹クラスも含めて事務を行う方がいらっしゃいました。そうした方々の機能を総務事務センターに一元化いたしましたので、本庁の中では仕事を全部事務センターに移管しましたので、通常の年に比べてその部分で10名ほど減少しているということも、今回の特徴的なものでございます。

**○外山委員** 先ほどの試験場の組織がえでの減員と、それから今の話、合わせて何人ぐらいになるんですか。

**○玉置農政企画課長** 農政水産部全体では66名の減という形になってございます。

**○外山委員** 私もさっきずっと拾ってみたら、約4億2,000万執行残、人件費が減っているわけです。平均600万ちょっとぐらいですから、70人前後かなと思ったんですけどね。それと関係ないのは、例年このぐらいの退職者がおられるということですか。

**○玉置農政企画課長** 退職者の数は例年動きはあると思いますけれども、それが主な要因というわけではなくて、先ほど申しましたようなことが今回の要因でございます。

**○坂口委員** 内水面振興センターに関連してですけど、今年度の経営状況は見込みはどんなですか。

**○那須漁業調整監** ことしは、シラスのとれぐあいというのは非常に全国的に、世界的に少なく、県内の内水面振興センター及び一般採捕者も約半分ほどになっております。しかし、御

存じかと思えますけれども、非常に値段が上がっておりまして、70万から80万ぐらいの値段がつかました関係で、内水面振興センターの経営自体につきましては、例年よりも若干上回るという状況でございます。

**○坂口委員** 今度は池入れ計画ですよ、それと採捕実績というか量、これは今どんな状況ですか。

**○那須漁業調整監** 池入れの数量は、去年が約3.3トンほどございましたが、ことしも約3トンを上回っておりまして、9割以上の池入れが進んでおります。その内訳は、先ほど言いましたように県内の漁獲は半分ちょっとなものですから、あとは県外、国外の池入れが例年より約2割ふえておりまして、全国的な流れからいたしますと、本県は池入れは順調に進んでいるほうだと思っております。

**○坂口委員** 全国的な池入れ状況と、県外からのニーズは結構あると思うんです。もし全国的に池入れがまだ満たされてなければですね。聞きたいのは、採捕期間の延長をやるべきかやらざるべきかですけど、一つにセンターの経営というものから考えれば、まだ県外でのニーズが結構あれば、高値だから経営には延ばしてでもというのが考え方としてあると思うんです。しかし、県内の池が満たされた時点でとめると同時に、資源への配慮で、県外のニーズがかなりあるにしても、それにこたえるのかどうかというところですよ。どんなぐあいに判断されていきますか。

**○那須漁業調整監** ことしの状況では、世界的、全国的に種苗が不足していると思います。ただ、県内のほうも、先ほど言いましたように池入れ希望数量は昨年よりもたくさんございますから、まだ十分ではないと思います。ただ、他県

からのそういう要望があって、県内を満たした場合には——なかなかそういう状況は生じにくいところがございますが、全く一匹も出さないということではなくて、そういうときには県内の養鰻業者の状況等を勘案した上で判断していこうと思っております。

**○坂口委員** 難しいと思うんです。ぱっと目先だけ考えれば、まず、池入れの要望が強いというのは、ウナギ高と台湾、輸入ものの心配から、かなり期待感を持っているから計画は相当出してくると思うんです。今の県内の池の面積から見たら、シラスの池入れ漁は3トンぐらいが判断基準だと思うんです。はるかそこに達してまずよね。

問題は、なぜシラスが捕獲禁止かということ、資源保護です。世界的に激減してきている中で、池面積を考慮していない。ただ、将来期待で高値だろうということに対しての池入れの要望と、県の経営で、もう少し延伸してでもシラスで稼げば、かなり経営が改善できるなというせっぱ詰まった事情もわかるんです。県外も台湾ルートとかいろんなルートから。どこからどうシラスが宮崎県に対して期待されているか整理しづらいですよ。そんな中で、シラスの期限が来たときに延ばすか延ばさないかという判断が一つ出てくると思うんです。延ばすなというのでもないです。延ばしてくれというのでもないけれども、そこらの判断を間違わないように慎重にやってほしい。

**○那須漁業調整監** ありがとうございます。

現在、3月のやみに向かっておりますので、全体的な流れとしては捕獲量は少なくなりつつあるんですが、まだ期待しております。それから3月15日で一応漁期は終わるんですが、それから先、4月の末にかけては、今度は逆に月夜

になりますから、内水面センターも操業を休む期間等にも入ってきますので、3月15日以降の延長等については、各業界、特に需給調整等の協議会あたりの意見等も踏まえて慎重に考えていきたいと思っております。

**○井本委員** 私も不勉強で申しわけないんですけど、仕分け委員会でかかった事業というのはあるんですか。見直せとか……。

**○押川委員長** 井本委員、その他でお願いします。

議案関係でありますか。

**○坂口委員** それから、明許繰越全体ですけれど、今、入札制度改革でいろんな要望とか指摘とか質問が本会議でも続いたんですけど、せんだったの横田議員の質問の施工条件明示というもので、これは県土整備部ですけど、設計変更、増額変更やるとき前提条件になるから、それは積極的にやっていくということの答弁だったですよ。今回の明許繰越なんかで、特に発注者側責任に伴う工期延伸になってくると思うんです。前もやったんですけど、設計があくまでも標準歩掛かりになっていると思うんです。それが一つあるのと、ワンデーレスポンスに取り組むということだったですから、明許を何年何月までとったけれども、この用地買収についてはいつまでに終わらせますとか、他の機関との交渉は何日に終わらせるから施工計画はこうできますというものが必要になってくる、これを特記仕様で明示されるのか、別個に施工条件明示を出していかれるのか、どっちにしてもこれは増額変更に応じるべき内容を含んだ繰り越しになると思うんですけれども、そこらの整理は公共三部整っているんですか。

**○佐藤農村計画課長** 今、先生がおっしゃった件につきましては、一応業者のほうにはワンデ

レスポンスの指導をするということで、どうしてもワンデーレスポンスでも対応できないようなケースにつきましては、約款等に応じて処理していくことになるかと思っております。

**○坂口委員** ワンレスの中で、例えば施工計画組みますよね。その中で当然、こういう条件が整理されていないとこの工程に進めないというものが見えてくるじゃないですか、実施計画を組む時点で。その時点でうちはこの作業に入る計画を持っているんですけど、それはその時点で着工できますかというようなことは、ワンレス対象になると思うんです。そのときに、まだ解決していない用地については何年何月ごろまでには登記が変えられるから、当然その工事に入れますよとかいうものがこない、施工計画すら立たないと思うんです。そういうのをどんなぐあいに施工条件明示書に明記していくのかというのが出てくると思うんです。ほかのもすべてそうですけど、工事の延長自身が設計変更の対象にせざるを得ないと思うんです。共通歩掛りの第10章ですか、「工事の一時中止に伴う設計変更」というのがありますよね。受注者側の責任でないときに、発注者側の責任か他の要因で工事を延ばすときは、お金は業者が請求したらちゃんと支払いしなさいよというのを今まで県はやってこなかったんです、工事の一時中止。それから、この前は延岡のポンプ場もやられましたけど、あれだって突貫工事でやらせれば、緊急時補正の対象で、現場管理費なんか1.14倍見れるような変更がなされるんですけど、そんなのが今までことごとくなくはないんです。ところが、ワンレスになると、的確に業者はその日伺いを立ててくると思うんです。これについては見ますとか、これについては何日に整理するから施工計画はこう組んでく

れとか、その間この工事をどの部分だけとめてくれとか、そういうのを的確にやっていくのがワンレスなんです。県の方針でこれをやっているんですから、そこらまで考慮されて準備されているのかということです。

**○佐藤農村計画課長** ワンレスで、そういうふうなことでしっかり協議調整をしまして、どうしてもそれで処理ができない場合につきましては、約款等に基づいてやっていくということになります。

**○坂口委員** 今から整理せんならんことだから、なかなか今この場でぱっぱとはいかないんでしょうけれども、それをとにかく急がれるということですよ。入札制度改革に入ると。

そんな中で、一つは総合評価型のいろんなタイプ、簡易型、標準型、超簡易型というのが出ましたよね。農政水産部は受益者負担事業で、特に市町村負担とか団体負担、個人負担とかありますよね。そうなったときに受益者負担に係る部分については、なおさら地元優先の発注をやるべきだと思うんです。そうすると、県土整備部がつくるモデル的な総合評価のあり方に加えて、受益者負担の負担金の出もとによって、その地域にその恩典を波及させていくという評価のあり方を農政は考えるべきじゃないかという気がするんです。独自のものを。特に地元がわかっている業者じゃないと、農地の絡む、あるいは用水の絡む事業は、よそが来たらとてもじゃないけど苦勞する。だから、独自に公共三部の中でも、我々は独立して農業土木というものを持っているゆえんはここなんだ。それに立った地域配慮型の総合評価の考え方を持つことが、結果的にいい工事をスムーズに進めることにつながらんかなと思いますので、これも即答というのは難しいでしょうけど、ぜひこれは頭

の中に置いておいてほしいという気がします。

○佐藤農村計画課長 県土整備部のほうでも総合評価のあり方については、ことし行いました経過を見ながら、地域貢献度等も加えたり、また技術力を生かせるような形で評価の内容について検討がなされると聞いております。今おっしゃいましたように、農政水産部としても、そういう評価のあり方の中でそういうことが生かせるような形で、三部の中でいろいろとやっていきたいと思っております。

○外山委員 総合評価の問題は、本会議で大分質疑がありましたよね。地域貢献度、技術、実績、ここ辺の割合をどうするかということ。県土整備部長は検討しておるといふことで、まだ明確に言っていないですよ。これは公共三部で今検討中なんですか。

○佐藤農村計画課長 ことしの総合評価のあり方を見まして、さらに枠の拡大なり、今申し上げましたような技術力をさらに評価していきなり、それから地域貢献度、ボランティアとかを見ているけれども、地域貢献度をどう反映させていくかということ、今検討中でございます。

○外山委員 4月1日になると新しい年度の事業の発注になりますよね。いつごろをめぐりに検討されておるんですか。

○佐藤農村計画課長 4月から変えてくるというふうなことで聞いております。

○外山委員 そこで、地域貢献度というのが表に出てきていますが、技術と実績と地域貢献度の割合をどのくらいとられるのか。

それから、入札価格の差の逆転をこっちの総合評価であると思うんです。こっちの総合評価の点数が、こっちの金額のどこ辺でこういう逆転があるかということは明確にしていく必要が

あると思うんです。何となくそのところが、地域貢献を見るから地元の業者もちゃんとできるようにするというけど、では、どのくらいの逆転ができるのか。そういうところもこれから検討の中で明確にしてもらって、また委員会の場等で言ってもらいたいと思います。

○佐藤農村計画課長 農政水産部の場合、ことし試行で、8件のうち1件が逆転をいたしております。

○外山委員 ちなみに、どのくらいの金額の差で逆転、そしてどういう点数だから逆転したということだったんですか。その方程式があるんですね。

○佐藤農村計画課長 ございます。

○外山委員 後日、その資料をね。

○押川委員長 資料提出をお願いしたいということではありますが、よろしいですか。

○佐藤農村計画課長 提出につきましては、県土整備部のほうがつくっておるものですから、相談させていただきたいと思っております。

○坂口委員 入札結果ですけど、一般競争入札型ですよ。それで1者のみ応札というのがどれくらい出てきているのか。その落札率、どういう工事なのか。

○佐藤農村計画課長 今手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきます。

○坂口委員 それは余り大事じゃないんですけど、あり得ると思うんです。あり得る中でもまたこういう例があり得ると思うんですけど、当然、我が社しかこれには行かないよとわかるものを一般競争入札にしたら、99.99という話が一般質問でも出たんですけど、まぐれ当たりをねらって。そうじゃなくて、確率も高いので99%、98%応札というのが出る。それは何かというと、2次製品、商標登録、特許工法、特許製

品とかいうものが設計書に入っていたら、それを持たないところが落札でもしたのなら大変な目に遭う可能性があるんです。法外な値段を吹っかけられて。そうなるそこは必ず持ってくる。だから、設計のあり方に機能性を表示した——機能あるいは性能表示型の設計に変えないと、その危険性がある。1者落札でもしあったら、特に橋梁とか特殊なものについては落札率も調べてほしいんですけど、一般競争入札はそこを今後考慮してほしい。それを避ける方法は現実的には難しいと思うんです。

そうなる、そういうものに限っては、指名に入れてそこで競争させれば、県に対して、自分ところはこれについては幾らぐらいでやるんですよという、一般の世間向けの自分ところなりの価格というものがありますよね。それを法外に吹っかけて下請に入ったりすることもできなくなるでしょうし、それがむしろそういったものをコントロールできる方法で、指名ももう一回検討すべきじゃないか。これは金額にこだわらず。でないと独占に走って、99を避けられないという競争原理がそこに働かなくなる。県の影響力というか、県のにらみというと語弊がありますけれども、野放しの状態でやらせる。同時に、最低制限価格率とかいろんなことが、あるいは今度の事前公表、事後公表でも、漏れると競争を妨げて正当な競争ができないからという心配から検討されている。もちろんそれはふせておられるでしょうけど、今この物件に対して何者応募してきてますよというのがわかるような状況にあれば、だれもないよとなれば100%でいいわけですよ。そこらに対しても神経使っていく必要があるんじゃないか。応募している人がいないということがわかることを防ぐこともですね。特に特許なんかが入れてあるも

のについては、決してそれしかできないというんじゃないで、その機能が確保できればいいという機能明示型の設計に変えていく必要があるんじゃないかという気がするんです。そこで、コンペでもいいです、心配があれば。その機能の部分だけを具体的に上げさせて、まずそこで条件を絞って、その条件がかなったところを今度は指名で入札をさせたり、公募条件に一たん作業期間を置いて、次にクリアした人が公募してくれというようなことにしていくかです。何かの工夫を凝らさないと、今後思わぬ落とし穴で、1者応札の99.何ぼというようなのが出てくる可能性が、僕は既にあるんじゃないかと思うんです。今わからなければ後からでも。

○佐藤農村計画課長 入札手法については、プロポーザル方式、あるいはVE方式、いろんな手法で、品質にすぐれた、技術力にすぐれた提案というものもどンドン取り入れていくとか、今、先生がおっしゃったようなことも含めて検討していく必要があるかと思っております。

○坂口委員 今、VEもバックをしなくなったんでしょう。だから、多分提案してくれる業者はいないと思うんです。あれだけの大きな作業をやって、プロの設計屋が書いた以上のものを安く上げて、それと同格か、それ以上の機能を確保しながら、より安いと。結構上がってくるんですよ。それをやらせればかなり節減ができるけど、やっぱり見返りがなければ、VE提案やって、工期は自分から失っておいて、それをパスして、金額は下げて、厳しい条件をつけて、それを施工していったら、報奨金もなければ、これはやらないから、これももとに戻さないと。むしろ契約時VEじゃなくて設計時VEなんかも本気で考えて、そのときに2分の1返すなり30%返すなりで、そのアイデアに対して何ら

かのバックがある方法をとらないと、県庁の職員もかなり頑張ってV Eとられて、急激にふえたですよね。こういったものを生かさないと、V E型も導入がなかなかうまくいかないんじゃないかと思うんです。

○佐藤農村計画課長 いろんな入札方式については、公共三部で今後とも検討していく必要があるかというふうに思っております。ありがとうございました。

○押川委員長 ほかにございませんか。議案並びにその他報告事項。

なければ、その他のその他で。

○岡崎地域農業推進課長 先ほどの損害賠償を定めたことについて、補足で説明させていただきます。先ほどの損害賠償で、国家賠償法で、国または地方公共団体が所有または管理する公共建物につきましては、通常考えられる使用方法で使用して事故が起こった場合は、設置者の責任が生じるということでございます。例えば、県庁の廊下を歩いていて滑って転んでけがをした場合についても、責任が生じるということでございました。

○井本委員 故意、過失に関係なく損害賠償せないかんということですか。

○岡崎地域農業推進課長 通常考えられる使用、例えば走って跳びはねたらいけないところでそういうことをやれば別ですけれども、歩いているとかそういうことであったときには生じるということでございました。

○坂口委員 ほかの県有施設の同じ遊具はすべて撤去しなきゃだめになりますよ、そこまで言ったら。だって、科学公園だからそのことが起こって、市町村も含めて公的な場所にあるのは、そこでは起こらないんですわというのがないから。ここのを撤去したのは危ないと判断された

から撤去したのなら、すべての公的な場所の同じ施設は撤去ということを出さないとだめになるから、今のような強気の説明というのは余りよくないと思うんです。さっきも言われたように、子供が遊んだら危ないんだったら、親をしつかりつけてくださいとか、県がちゃんと安全を確保する人をあそこに張りつけて、必要な財源は……。前は臨時の人たちが3人ぐらいたです。今だれもいないですよ。そこですよ、原因は。今の説明だったら、県の施設は、子供が使うような施設から何からすべてとらなきゃ。2メートル以上というのは、今度は労働基準衛生法でもクリアになる。18歳未満はそこで作業させたらだめだとか、高いものとか、とにかく地に足のつかないものはすべて撤去しなきゃだめになりますよ。今の考え方は余りにも消極的です。じゃ、なぜ投資したんだと、最初あれをつくるときからわかっておることじゃないかとなるですよ。そうでしょう。このままでけがしたら県の責任だということは、つくったらだめじゃないですか。とにかくつくったんだから、あれだけパイプを入れてやったんですから。だから、その考え方はおかしい。それだったら全部撤去しなきゃだめですよ、県にあるそういう危険が生じる可能性のあるものというのは。あそこだけ撤去する理由がなくなるんですよ。全部撤去するんなら、なぜ最初投資したんだというところまで行ってしまうから、余り強気の説明はされないほうが得策だと思うんです。

○井本委員 今、あなたの答えを補足すると、恐らく示談になるときに、こちらに過失があると認めてこそ、最後のこれも損害賠償に応じたんだというふうに思ったんです。我々の管理する施設で通常の使い方をしておってけがした

ら、それでも払う義務があると今言ったでしょう。通常の使い方でしょう。だったら、何もかんもでけんということになる。それはちょっとおかしいと思いますよ、どう見ても。もう一回調べ直したほうがいいんじゃないでしょうか。

**○岡崎地域農業推進課長** もう一回整理します。

**○榎藤委員** 環境森林のほうでも申し上げたんですが、県の事業仕分け委員会というものが今度の予算から機能するわけですか。先ほど来の減額補正、増額の場合も一緒なんですけど、そういうものの考え方の場合には、当初予算からやってきて、10カ月ぐらいたったらこういう問題があるとか、そういうようなものを従来以上にこの常任委員会でぜひ説明してほしい。そうじゃないと、ここでは通り越して仕分け委員会にぼんと出てくるということになると、執行部も問われると思うんです。自分たちでこの事業についてどう思ったのかということを通り越して仕分け委員会に行くということになると。

我々も一緒なんです。常任委員会を5つ運営しながら、そこでは皆さん方の説明になかったから通り越したのか、我々が聞かないから悪いのか。そういうことは別として、通り越して仕分け委員会に行くということは避けるべきだと。できるだけ言いにくいことも客観的に表現していただく努力をしていただいて、そして行政の第一線の皆さんと我々も是非を議論する。そういうもので判定がつかない部分を仕分け委員会で議論してもらおうというなら我々も納得できるんだけど、県議会はなくてもいいんじゃないかということに発展するようなことでは、私は、情報がお互いに十分わかってないからそういうことになる可能性があると思いますので、今後

の補正予算を出す場合には、こういう理由で、事業効果等に関係ないけどというあたりを十分に説明していただくことをぜひお願いしたいと思います。

**○井本委員** 一応、農政企画課のほうにもあるわけですね。数としてどのくらいあるんですか。

**○玉置農政企画課長** 事業仕分けにかかった事業につきましては、38かけてございます。

**○井本委員** ちょっと教えてください。

**○玉置農政企画課長** 例えば、白い冊子の247ページの真ん中へんに、事項名といたしまして農業情報・技術対策費というものがございます。この内数になるんでございますが、産学公による県農水産試験研究機能発揮促進事業というのがこの中に入っております。それが1つでございます。

続きまして、248ページになりますけれども、真ん中に総合農業試験場管理費というのがございます。その中では、薬草地域作物センターの管理費等につきまして、仕分けの中での説明をいたしました。

続きまして、251ページになりますけれども、真ん中の元気な地域農業支援総合対策事業費といったものでございます。続きまして、252ページになりますが、一番下の担い手育成総合対策事業費といったものでございます。続きまして、253ページ、農業大学校費のうちの農業科学公園運営事業といったもの。

続きまして、258ページになりますが、一番上の農業金融対策費、金融自体につきましての説明をいたしました。続きまして、一番下の環境保全型農業総合対策費というのがありますが、その中で元気みやざきエコ農業3倍化プラン推進事業というのがありますが、その一部にみやざきエコ農業推進事業というのがございま

して、その事業につきまして御説明いたしました。

続きまして、264ページになります。真ん中へんですが、農業用廃プラリサイクル促進事業費といったものでございます。続きまして、265ページ、一番下の葉たばこ日本一産地基盤強化対策事業。後で一覧で……。

○井本委員 それを見直すということになったんですか。

○玉置農政企画課長 基本的には、38件のうち30件が、改善しながら県が行うべきということ。県が引き続き行うだけけれども、何らかの改善をしてください。残り8件は、現状のまま県が行うべきという整理がされたところでございます。

○井本委員 ということは、ほとんど継続しながら改良しなさいと、そういうことですか。なくすというのはなかったわけですね。

○玉置農政企画課長 はい、ございません。

○坂口委員 この事業をのつけるという選択ですよね。どういう過程を経てそこにのつけてるんですか。

○玉置農政企画課長 これにつきましては、こういった仕分けがあるので、財政当局のほうからその事業を出してくれということで……。

○坂口委員 そうじゃなくて、その事業の「その」がどうやって決まるのかです。

○玉置農政企画課長 これにつきましては当方のほうで、まずどういった事業を出すかどうかを考えた上で、それにつきまして財政当局に、こういう形で説明をすることにしてよろしいかということの協議の中で決まりました。

○坂口委員 ということは、これについてはどうも自信がないから、仕分け委員会に出してから考え方を聞こうということなんですか。

○玉置農政企画課長 基本的には、仕分けてほしいというつもりはないので、うちの予算はどういうふうになっているのかということで、代表的なものを選んだつもりでございます。

○坂口委員 代表的な根拠というか判断は。

○玉置農政企画課長 各課にそれぞれ核となる——いろんな核はあるんだと思いますが、農政企画課であればブランドのプロモーションというのは最大のポイントだと思っておりますので、そういった事業を一番に説明をいたしましょうということで、それぞれの課で代表的なものを選んで38を選定したということです。

○坂口委員 逆に、内部でも存続の必要性がどうかというランクですよ。これがどうか、やっぱり来年もやるべきかというようなものでやったのと、これだけは何が何でもやりたいといったものというのがありますよね、事業の差が。どうかというものを上げたというならわかるんです。でも、公務員でもないんですよ、選良でもないんですよ、出した結論に責任持つ立場でもないんですよ。全く素人集団ですよ。そこにそんな核となるものを出すような無責任なことをやって事業を選んできているんですか。

○玉置農政企画課長 19年度のやつは、基本的には皆さんに御審議いただいた予算ですので、それはきちっとやっていかなきゃいけないという思いがあります。そこに優劣の差はつけるべきではないと思っていましたので、そういった仕分けで要らないと言われないように、説明を尽くさなきゃいけないということで臨んだところでございます。

○坂口委員 僕はその方針は間違っていると思うんです。自信があるのは出すべきじゃないと思うんです。何で民間人に物言わせるんですか、

この委員会まで通過していったものを。自信がないものを、この常任委員会にかかる前の過程で上げて、あの人たちがこう言っているけどどうしようというのを諮るんならまだわかるですよ。核となるものとかですね。僕はそうじゃないと思うんです。財政課主導型じゃないかという感が抜けないんだけど、ヒアリングのときに、説明で納得できなかったものを向こうが羅列しておいてほうり出して出しなさいというのなら、それなら理解できるんです。今の課長の説明では、常識的にあり得ない説明ですよ、そんなもの。また、それは仕分け委員会に対して失礼ですよ。自信を持っているから出したんだということだったら、おれら自信持っているけど、おまえらに何がわかるというようなことになりますよ。向こうが外すという結論を出したときに、それが取り返せますか。僕らの常識では、今の説明はどれも理解できません。なやんでいるものをどうしようかと、まず民間感覚で判断してもらいましょう、議会にも判断してもらいましょうというのならわかるんです。我々が確たる事業として自信持っているものとか必要性があるものを堂々と出したというんだったら、出す必要もないし、そんな場に1人2万も払って40人もの人間を、そんなことをする必要自体がないんです。今の説明では、僕は信じないです。そういう不自然な行為が起こるわけがないです。そんないいかげんな人の意見、第三者、責任感も何も持たないところに意見を聞いてから事業をするだなんて、そんな弱気では行政はだめだと思うんです。やるものはやるんだと、何言うんだと、結果見てくれというぐらいのものじゃないと。

僕は今の課長の説明はどれも信用できない。本当にそうですか、そういう作業過程を経て事

業を選んでいきますか。そういうことをする必要はないですよ。

○玉置農政企画課長 どういった事業を出すかは非常に悩んだところでございます。委員の方にはきちっと大事なことは説明しなきゃいけないと。その中でも核となるものもございまして、ある程度こういった事業をやっているという説明を尽くすという意味もあったと思うんで、事業の選び方については中で相談をしながら、戦略的にやっていかなきゃいけない部分もあると思いますので、そこは十分配慮しながら考えていきたいと思えます。

○坂口委員 それについては、出させる総合政策本部なりどこなりわからないけど、客観的な選定基準を示させて、その条件に合ったものを出していくのか。それとも、これについてはどうしようかと、優先順位が低いものについて判断を仰ごうとか、それならわかるんですよ。主体的に選んで、これは第三者判断を仰ごうというものに限らないと、プロとして必要だというものについては出しちゃだめですよ。相手に失礼に当たりますよ。どうしてもやるものを出してから、これをやってくれじゃ。だから、その選定基準をもう一回基本から考え直すべきだと思うんです。今のような選定の仕方だったら。危ういものを出すのか。うちとしては一つもないというものがあってもいいはずでしょう。何ぼぐらい出してくれと言ってくること自体がおかしいです。こういう性格の委員会ができたから、ここのテーブルにのっけるのにふさわしい事業があるなら出してくれというのが本当です。割り当てでそんなものやってですね、イチローの打率じゃないけど、3割、4割、これぐらい外していこうかなんて、そんないいかげんなことで税の支出をやってもらったら困るで

すよ。

また、議決機関と、選挙で選ばれなきゃならないという我々の責任なり、あるいは定めなりをないがしろにしてもらったら困ります。今後、仕分け委員会の存在そのものにも議会として簡単に看過できない。いつの間にそんな予算を組んでから、何の必要があって、どういう結果をその人たちが出して将来責任を持つのかわからんけど、そこに問題があるです。

**○井本委員** 仕分け委員会というのは総務部財政課の予算で通っておるんですか、去年は。

**○玉置農政企画課長** 財政課の予算を通してその委員会が設置されたかは、私はわかりません。

**○井本委員** 40人の名前は我々も見れるんですね。ネットか何かで公開しているんですか。

**○玉置農政企画課長** そこは公開されていません。

**○井本委員** 幾つぐらいの委員会に分かれたんですか。

**○玉置農政企画課長** 3つの委員会に分けて審議をしました。

**○井本委員** 3つということは、13人ぐらいのところ、おたくも13人のところに呼ばれていたということですね。

**○玉置農政企画課長** たしか10人前後の会議室の中でやったと思います。

**○井本委員** それは全部農業の専門家だったわけですか。

**○玉置農政企画課長** 農業の専門家だけでなく、一般公募の人もいましたし、大学の先生もおりましたし、県中の参事も入っていました。さまざまな方々が入って審議をいただいたという感じです。

**○押川委員長** 部長、今、坂口委員あるいは井

本委員からも出ていますけれども、仕分け委員会に出すものにおいては、きちんと農政で、これは出す、これは出さないという基準に基づいてやってもらわないと、先ほど意見が出たように、我々としても納得いかない部分も出てきます。というのが、自信があるものは残すから出したとかじゃなくて、宮崎県の基幹産業の農業ですから、そこあたりはきちんとやってほしい。私のほうからもお願いをしておきたいと思いません。

**○坂口委員** 例えば産業開発青年隊はバツの方向が出て、半官半民みたいなことで2年間ぐらいですか、何とか妥協案が出たんですけど、同じような客観的な基準を示していれば、ここからも農大校も出なきゃだめだし、高等水産研修所も出なきゃだめだ。出してパスしたのか、出さなかったのかわからないけど、そんないいかげんな仕分けなんですよ。あれだって、将来宮崎県を担う人づくりのための技術者、産業人育成の場ですよ。何が悪かったのかしらんけど、就業率なんて関連産業にほとんど行きますよね。一方で、職業学校というのは、ここでも農大校と水研を持っているんですけど、そこがのっかって客観的にやられたんならいいですよ。のっけてなかったとしたらその差は何なのか。のっけてこちらが残って、向こうが残らなかった差は何なの。どちらかに責任がありますよ、執行部か仕分け委員会かに。産業人というのは、いずれ宮崎の将来のために欠かせない人です。公的なものが担わないと、民間では耐え切らない作業だし、また本当のいい人づくりは民間には限界があります。だからこそ公がやっているわけで。そういういいかげんな結論を出した委員会なんです。そこに客観的な選考基準もなかったら、出せといたって、具体的にその作業

を詰めるとなると、何ぼぐらいの事業を出してくれといったときは、それはどういう視点から検討するのということ、必ず自然の流れの中で聞きますよ。向こうはかくかくしかじかでどうもコストがかかり過ぎると。あるいは教育機関は、余りにも将来の進路が他の分野に行き過ぎるというものについて出してくれんかと。事業については、市町村がやってもいいものについてやってくれんかというのと、受益者がほとんどいなくなって特定の人に限られることに限って出してくれんかとか、客観的な根拠というものが行政の作業の中に必ず自然の流れであるんですよ。それを今言われたように仕分け委員会なるものができたと。そこへ自主的に選んで責任持てるものを出していこうとか、責任持てないものを出していこう、それは自然発生的に出てこないから、今の課長の説明は、うそとは言わないけど、納得できないです。そういう選択のあり方はあり得ないと思います。

**○後藤農政水産部長** 今、坂口委員、井本委員、権藤委員、お三方、この件についての御意見いただいたところです。こういった問題は全部局に共通する問題でありますので、どういった視点で、どういうふうに進めていくのか、そういうことを含めて、これを仕切る所管部のほうにも話をし、県庁全体で同じ目で、何を出していくのかということについて整理をしてもらう方向で関係部と協議をしていきたいと思っておりますので、御了解願いたいと思っております。よろしくお願ひします。

**○押川委員長** この件につきましては、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

**○井本委員** これは本来、県議会がやる仕事ですよ。それを何で、何でこんなことをやり始めたのか。その辺の趣旨をぴしっと確かめて我々

に答えてください。これは我々に対する侮辱です。

**○後藤農政水産部長** 地方自治の二元制の問題、これはまさに知事と県議会の対等な立場で当たられるべき問題だと私も思っています。それで、予算として事業を承認いただいた県議会との関係を、この仕分け委員会をどういうふうに性格づけて差を見つけてくるのか、それは執行部に問われる一つの責任だと思っておりますので、その点もあわせて、仕分け委員会の性格というものを明確にさせていただくように関係部に話をしたいと思っております。ただ、私ども農政水産部というわけにはなかなかいきませんので、そのところは御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

**○中野委員** 来週審議するんですけれども、新年度予算は仕分け委員会から云々されないような自信を持ったものが我々に提出されているんですか。そうでないと、自分でつくったものを自分で出すような繰り返しは20年度もあつては困るんですよ。

**○後藤農政水産部長** 非常にづらい質問なんです。基本的にはこの新規事業は、農政、農業あるいは農村振興のために必要な施策だということで今年度お願いしているところであります。したがって、先ほど御指摘がありましたけれども、仕分け委員会がどういった視点で、あるいはどういった基準を対象にして審査していくのかという点でひっかかるとすれば、出ないとは言えないと思っておりますので、その点は御了解いただきたいと思っております。

**○押川委員長** ほかにございせんか。なければ、時間も来ておりますから終わりたいと思っております。

先ほど資料の要求があつたんですが、農村計

画課長、外山委員から出ました資料の要求ですが、いつぐらいまでに提出ができますか。

○佐藤農村計画課長 県土整備部のほうと調整させていただいて、早目に対応したいと思いません。

○押川委員長 すぐをお願いをいたします。

それから玉置課長、先ほどの仕分けのやつは、早目によろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして農政水産部を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦勞さまでございました。暫時休憩いたします。

午後 3 時 12 分休憩

---

午後 3 時 19 分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日の 13 時ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告についてであります。7 日の採決後に要望を伺いたいということで考えておりますけれども、できれば、本日あわせて、こういった意見をぜひ委員長報告に入れておいてほしいということがあれば、皆さんのほうから御意見を出していただきたいと思いません。

○満行委員 私は委員長に一任します。

○外山委員 今の仕分け委員会の件は、当初予算との絡みがあるので入れてください。

○押川委員長 できるだけ委員の皆さん方の意見は挿入させていただきたいというふうに考えております。

○坂口委員 松くい虫の関係を入れてほしい。

○押川委員長 皆さん方が言われた意見で、ここだけは入れてくれというものがあれば、それを聞いておきたいと思いません。

今回、早目に、私が一緒につくらせていただきまして、ファクス等で早目に委員の皆様方に送りたいと思いません。

○中野委員 県の遊具施設の損害賠償の件を整理して入れてください。全部払わないかんと思う。

○山下副委員長 仕分け委員会の件も委員長報告に入れられるんですか、それは根幹からの問題ですよ。

○坂口委員 仕分け委員会のテーブルにのせる事業選定の過程が、余りにも不透明で統一性がないということで、仕分け委員会の存在ありきでの委員長報告となるから、仕分け委員会に対しての存在の是か非か。

○満行委員 議会で知事呼んで全協なりして、どういうつもりでやっているのかとやらなきや、知事は全然わかってないと思いません。

○山下副委員長 それは会派の中で議論してからでしょう。自民党が先行したっていかんでしよう。

○満行委員 部長は議会におったからまだわかると思うんですよ。トップはわからないじゃないですか、二元代表制という問題はしっかり植えつけにやいかんと思いません。

○坂口委員 仕分け委員会の存在に対しての疑問とか、必要性に対していかなものかという、仕分け委員会がこういう作業をやってくださいという。

○満行委員 追認の形になります。おかしいですよ。

○権藤委員 仕分け委員会のあり方について疑

問を提示したと。

○井本委員 存在そのものが疑問だと。

○押川委員長 そういうことを挿入するという  
ことで、委員長報告はよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、そういうことで委員長報  
告をつくらせていただきたいと思います。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 以上をもちまして、本日の委員  
会を終了いたします。

午後 3 時 24 分散会

平成20年3月7日（金曜日）

---

午後1時3分再開

---

出席委員（9人）

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	山下	博三
委員		外山	三博
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		中野	一則
委員		満行	潤一
委員		松田	勝則
委員		権藤	梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主幹	壺岐	哲也
政策調査課主査	千知岩	義広

---

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきまして、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第38号、第40号、第41号、第45号及び第46号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号、第40号、第41号、第45号及び第46

号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

実は昨日、委員の皆さん方から出ました意見を抽出しておりますから、私のほうで読み上げさせていただきたいと思います。

まず1点目が、「松くい虫の被害状況と対策について」ということで上げさせていただきます。対策の方向性は抵抗性松一本でいいのか、将来的に抵抗性松に松くい虫は入る懸念はないのか、情報を収集しながら能動的に将来的な方針をたどすべきであるということでありま

す。2点目、「損害賠償等を定めることについて」であります。農業科学公園アスレチック広場内の遊具施設については、看板等の設置など管理を十分行いながら、当初の「自然に親しむ中で心と健康をはぐくむ」という目的に沿ってしっかり活用し、県民に還元して行ってほしいというようなことでもあります。

3点目に、「宮崎県事業仕分け委員会について」、二元代表制の観点からも、仕分け委員会のあり方については疑問が提示されておるといようなことで、骨子を考えておりますけれども、これ以外に皆さん方で挿入してほしいというものがあれば、今お聞きをしておきたいと思

います。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、これをたたき台とさせていただきます。委員長報告を作成いたしたいと思

います。

それでは、委員長報告につきましては、昨日いただいた要望事項を含め正副委員長に御一任

いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

その他何かございませんか。

以上をもちまして終了いたします。

午後 1 時 5 分閉会